

第2期池田市子ども・子育て支援事業計画

素案

令和元年 12 月

池 田 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	5
第2章 池田市の子どもを取り巻く現状と課題	6
第1節 人口や世帯の状況	6
第2節 子どもの状況	9
第3節 就労の状況	12
第4節 婚姻の状況	14
第5節 子育て支援サービス等の利用状況	16
第6節 子育て支援サービス等の利用意向	18
第3章 第1期計画の主な取組み状況と課題	29
第1節 基本目標ごとの取組み状況と課題	29
第2節 重点推進施策の取組み状況と課題	31
第4章 計画の基本的な考え方	38
第1節 計画の基本理念	38
第2節 基本目標	38
第3節 施策の体系	39
第4節 重点的な取組み	40
第5章 次世代育成支援施策の展開	43
第1節 子育て・親育ちを応援する環境づくり	43
第2節 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり	44
第3節 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	45
第4節 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり	45
第5節 子どもの人権を守る環境づくり	46
第6章 子ども・子育て支援事業	49
第1節 教育・保育提供区域の設定	49
第2節 児童人口の推計	50
第3節 幼児期の教育・保育の見込み量及び確保の方策	51
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	58
第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	74
第7章 計画の推進に向けて	75
第1節 計画の推進体制と進行管理	75

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、人口減少社会の到来に伴う社会経済への影響に鑑み、次世代育成支援対策が講じられてきました。平成6年12月には、文部・厚生・労働・建設省4大臣の合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定され、子育て支援を社会全体として取り組むべき課題として位置付けるとともに、今後10年間に取り組むべき基本的方向と施策を定めて以降、継続的な取り組みが進められてきました。

本市では、平成11年12月に『池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～』を策定し、本市総合計画の子どもに関連する施策の部門計画として基本指針となるものと位置づけ施策の推進に努めてきました。

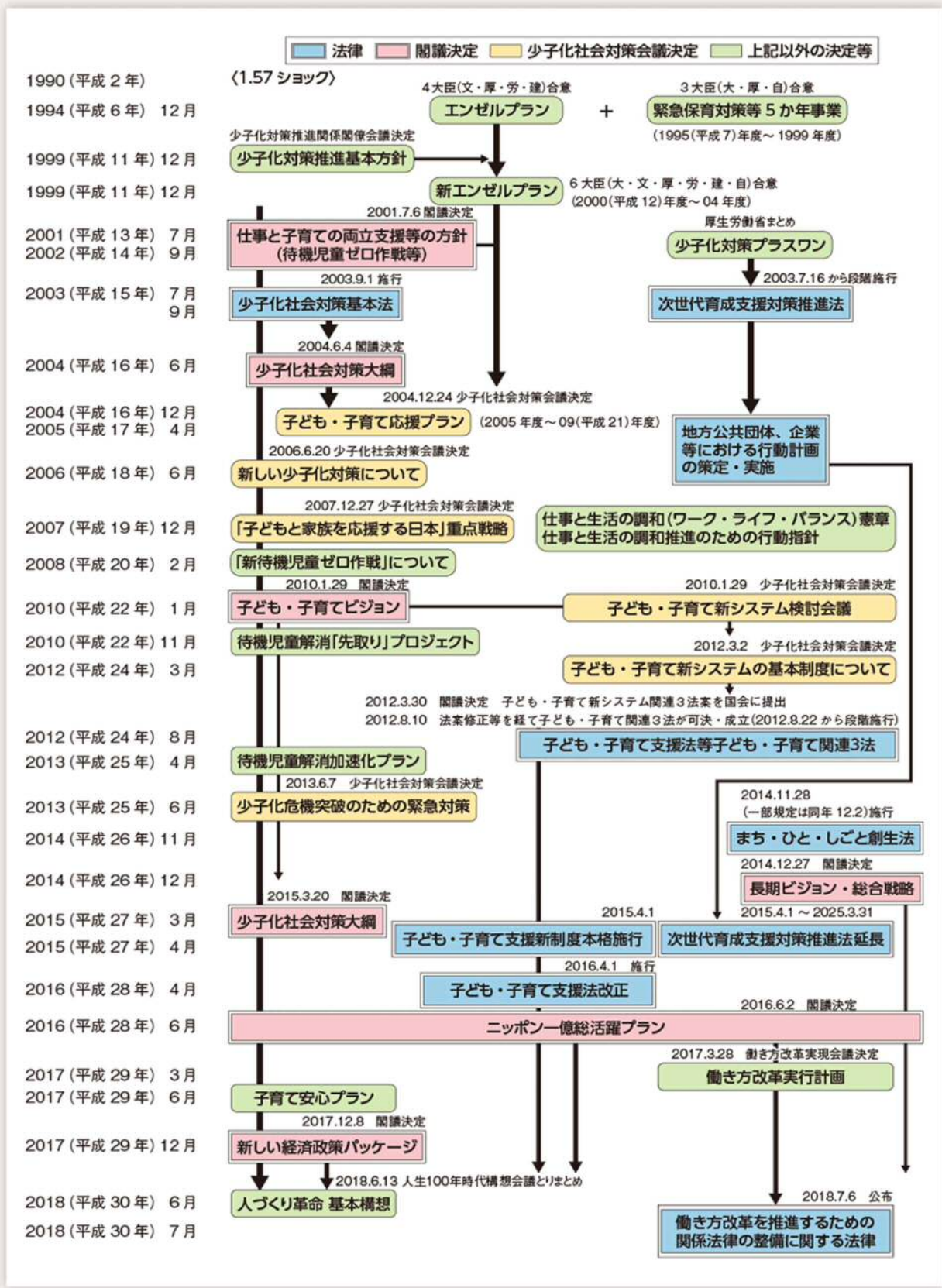
平成17年3月には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」が施行されることに伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として『池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン/前期計画～』を策定しました。続く平成22年3月には後期計画を策定し、子どもを産み育てることに喜びを感じ、また、地域の中で子どもが健やかに夢と希望を持ってのびのびと育まれるまちをめざした取り組みを進めてきました。また、前期計画における重点推進施策の一つに「池田市子ども条例」の制定を掲げ、少子高齢化時代における次世代育成支援の基本理念を明らかにし、未来に夢や希望が持てるまちをめざして、平成17年4月に施行しました。

この次世代育成支援対策推進法は平成26年度末までの時限法として制定されましたが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場、地域における子育てしやすい環境整備に向け、有効期限が10年間延長（令和6年度末まで）されています。

平成27年には、少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童対策など子ども・子育てを取り巻く様々な課題を打開するため、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。これを受け、本市では「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を「第1期池田市子ども・子育て支援事業計画」として一体的に策定しました。

以降、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などをはじめ、「新しい経済政策パッケージ」に盛り込まれた幼児教育・保育の無償化への対応や各種施策の推進に努めてきましたが、平成31年（令和元年）度をもって第1期計画は目標年度に達することから、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改訂方針を踏まえるとともに、新たに令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を包含した「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

◆国の動き



資料：内閣府資料

◆本市の動き

【池田市児童育成計画～いけだ子ども未来夢プラン～】（平成 11 年 12 月）

◆計画の位置づけ

国の「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等 5 か年事業」、大阪府の「大阪府子ども総合ビジョン」の方針等に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえて、本市の子育て支援策の体系的な整備を図る。

また、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画として基本指針となるもの。

◆計画の期間

平成 11 年度～平成 20 年度

◆基本理念

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ

- 1.子どもの利益を最大限尊重します。
- 2.ともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
- 3.地域・社会の輪の中で子どもの健やかな育ちを見守ります。
- 4.子育ての喜びがより広がる施策を推進します。

◆基本目標

- (1) 子どもが健やかに育つための環境づくり
- (2) 家庭と社会のパートナーシップの形成
- (3) 総合的な子ども・子育て支援策の確立
- (4) 子どもと家庭が参画する環境づくり
- (5) 人材の育成

【池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～】（平成 17 年 3 月）

◆計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、ニーズ調査などの結果を踏まえて、本市の子育て支援策の方向性や目標を具体的に定めるもの。

また、池田市総合計画の子どもに関連する施策の具体的な部門計画とし、平成 20 年度を目標年度とする旧計画を包含。

※重点推進施策に『子ども条例』の制定を規定

◆計画の期間

平成 17 年度～平成 21 年度(前期計画)

◆基本理念

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ

- 1.子どもの最善の利益を尊重します。
- 2.ともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
- 3.地域・社会の輪の中で次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守ります。
- 4.子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
- 5.子育てと仕事が両立できる社会を考えます。

◆基本目標

- (1) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (2) 子どもを安心して産み育てることができる環境づくり
- (3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
- (5) 子どもの人権を守る環境づくり

【池田市次世代育成支援行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン～】（平成 22 年 3 月）

◆計画の期間

平成 22 年度～平成 26 年度(後期計画)

※前期計画を継続

【池田市子ども・子育て支援事業計画】（平成 27 年 3 月）

◆計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画。国の基本指針に即したニーズ調査等を踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みならびにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めるもの。

また、池田市においては、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画と一体的に策定。

◆計画の期間

平成 27 年度～平成 31 年度(I 期計画)

◆計画策定に関する新たな動向

国では、令和元年に子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」の改正を行い、市町村計画の作成に関する事項について、以下のように示しています。

【基本指針の改正内容の概要】

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ・「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ・児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえて追記
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
 - ・幼児教育アドバイザーの配置・確保（市町村）、幼児教育センターの体制整備（都道府県）
 - ・障害児福祉計画について、調和を保つべき計画として明記すること
 - ・幼稚園の利用希望及び預かり保育の利用希望に対応できるよう適切に量を見込むこと
 - ・外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記
 - ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年9月27日に開催された「子ども・子育て会議（第45回）」の配付資料より作成

また、子どもの貧困対策について、令和元年6月「子どもの貧困対策に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要】

(1) 基本理念の追記

子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記。

(2) 市町村による計画策定の努力義務

子どもの貧困対策の計画の策定は、これまで都道府県にのみ努力義務が規定されていたが、市町村も国の定める大綱及び都道府県の計画を勘案し、策定するよう努力義務を規定。

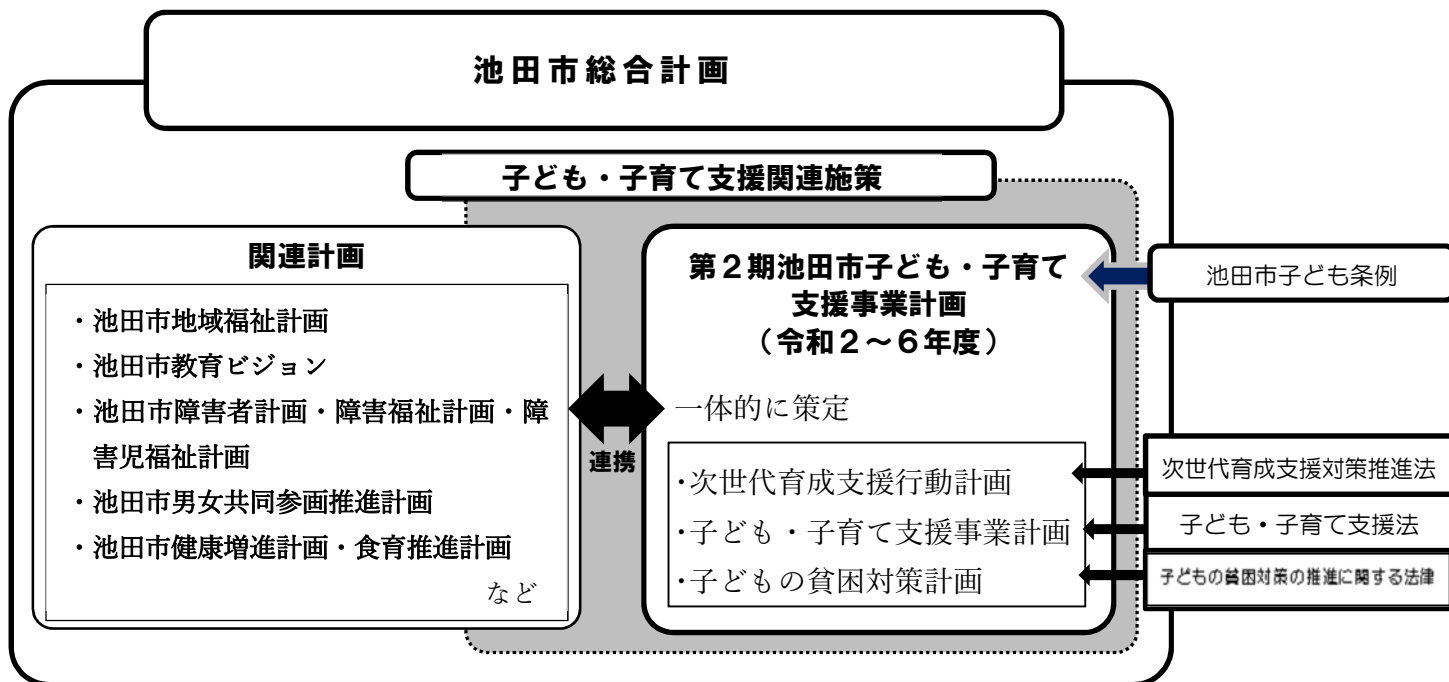
(3) 具体的施策の趣旨の明確化等

国及び地方公共団体が取り組む施策（教育支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援、経済的支援）に関する趣旨の明確化等。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」（任意策定）と一体的に策定します。

また、この計画は、市の最上位計画である「池田市総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成					令和				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	池田市子ども・子育て支援事業計画					第2期池田市子ども・子育て支援事業計画				
			中間年 見直し					中間年 見直し		

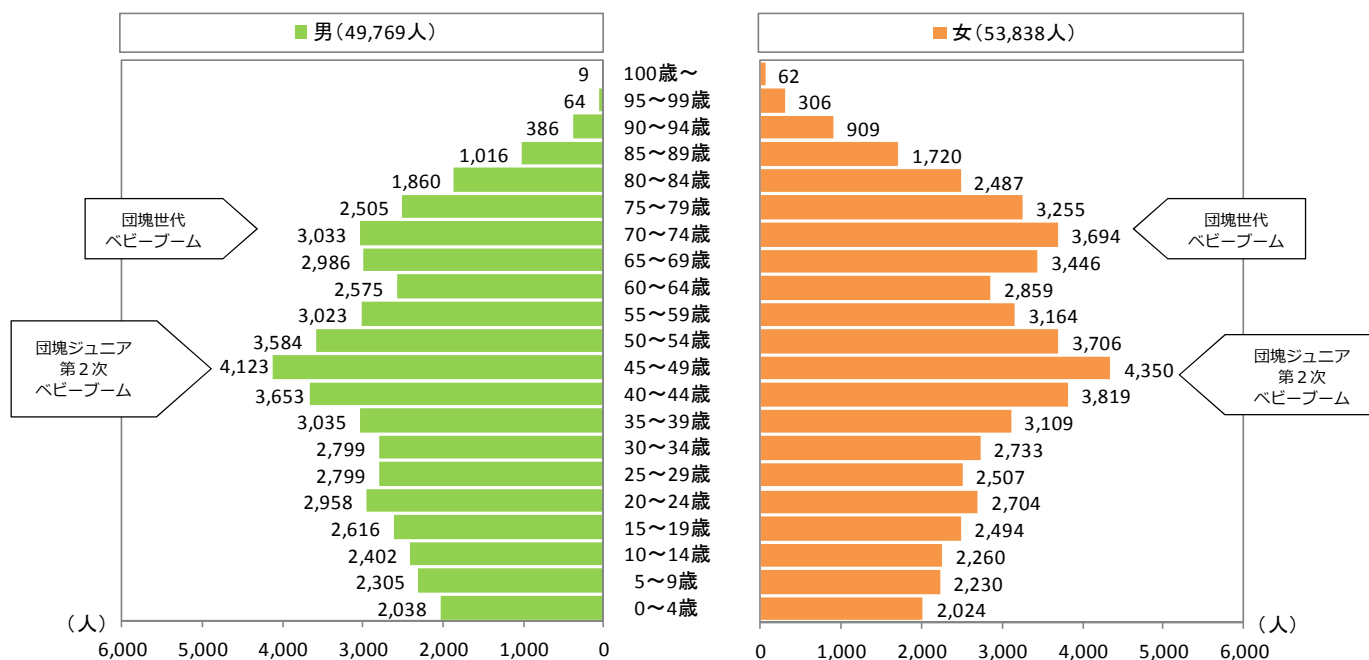
第2章 池田市の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

1. 人口構造

池田市の人口は、平成31（2019）年3月31日現在、男性49,769人、女性53,838人となっています。5歳階級別にみると、男女ともに45～49歳で最も多くなっています。

図表1 人口ピラミッド

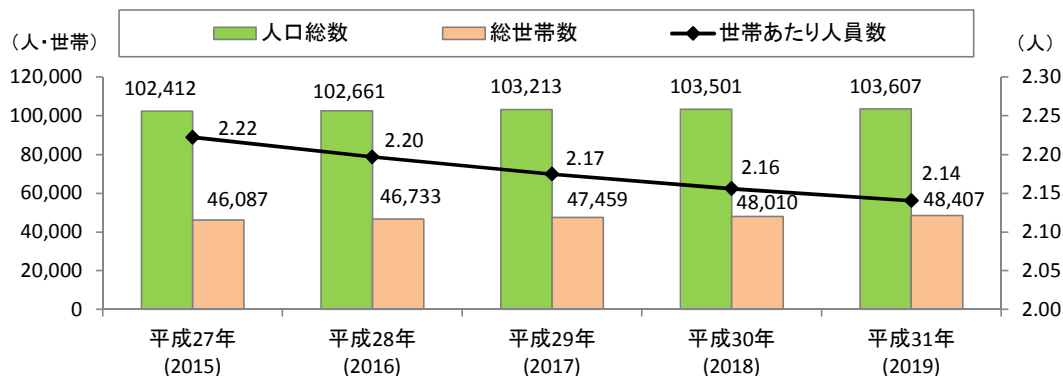


資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」（平成31年3月31日現在）

2. 総人口・世帯数の推移

平成27（2015）年からみた池田市の人口は微増傾向にあり、10万人台で推移しています。世帯数は増加傾向にあり、世帯あたり人員数が減少しています。

図表2 総人口・世帯数の推移



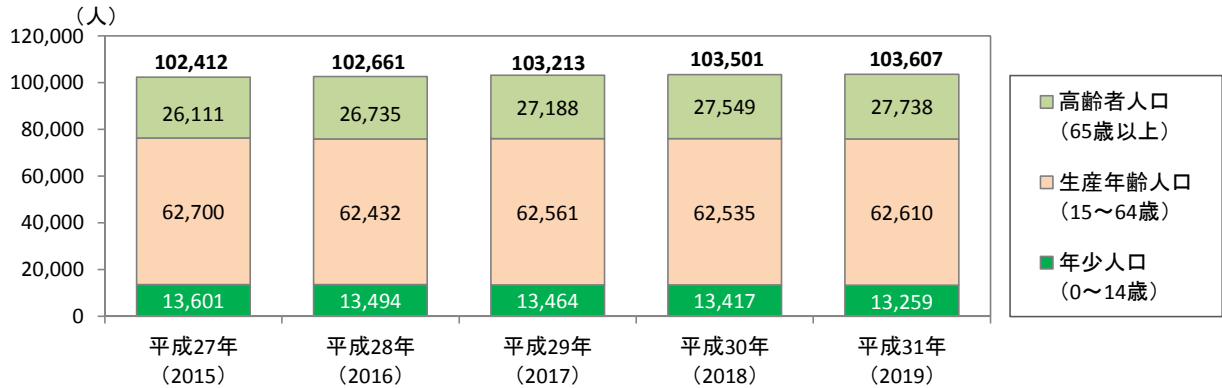
資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

2. 年齢3区分別人口の推移

池田市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加しており、これに伴い年少人口割合は減少傾向にあります。また、国・府との比較による参考値をみると、本市の年少人口割合は国・府よりも若干高くなっています。

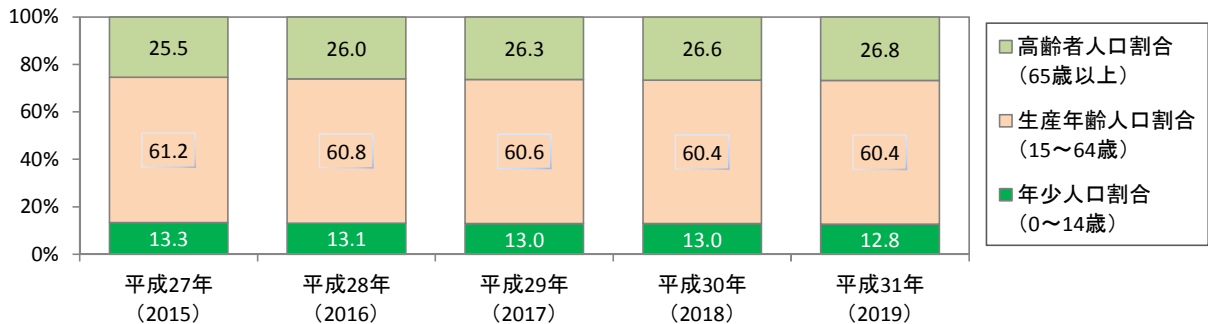
なお、年少人口を5歳階級別にみると、これまでから「0～4歳」「5～9歳」「10～14歳」と区分が上がるに伴い増加し、「10～14歳」「5～9歳」「0～4歳」の順に多い状態で推移しています。

図表3 年齢3区分別人口の推移



資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

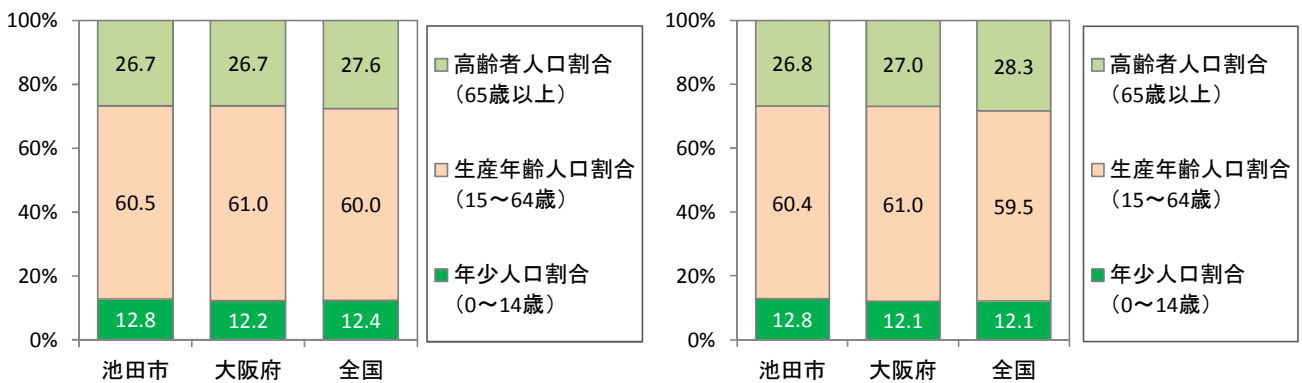
図表4 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

※端数処理のため、割合の合計が100%にならないことがある。

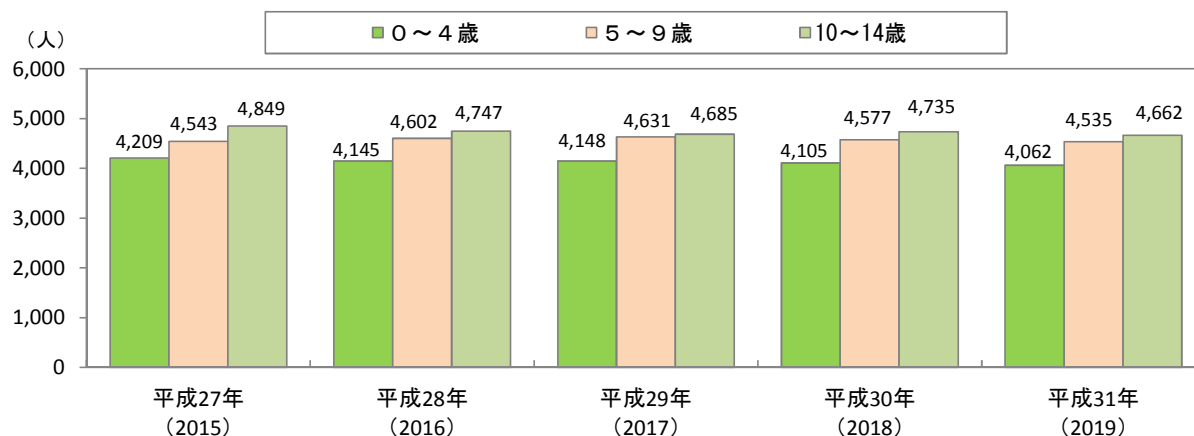
図表5 【参考値】年齢3区分別人口構成比／全国・大阪府比較 (平成31年)
 <住民基本台帳人口> <推計人口>



資料：総務省「住民基本台帳人口」(平成31年1月1日)

資料：総務省「推計人口」(平成31年4月1日・概算値)

図表6 年少人口（5歳階級別）の推移

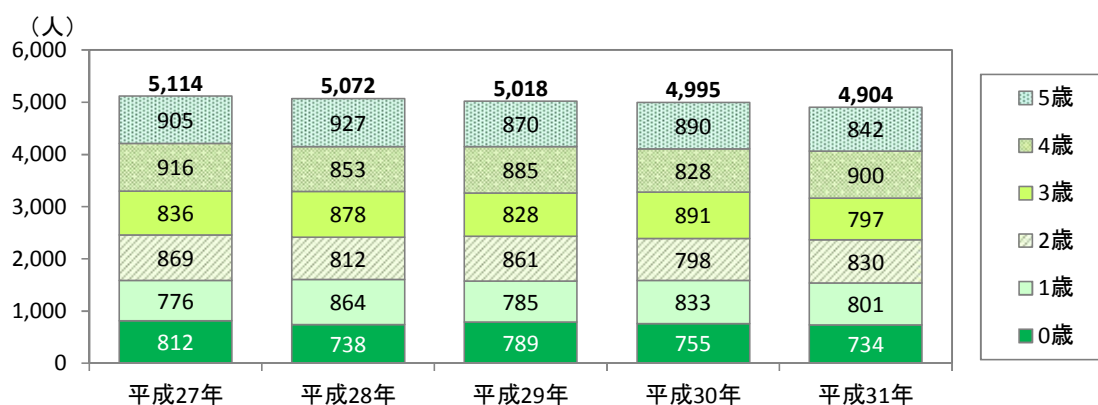


資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

3. 児童人口の推移

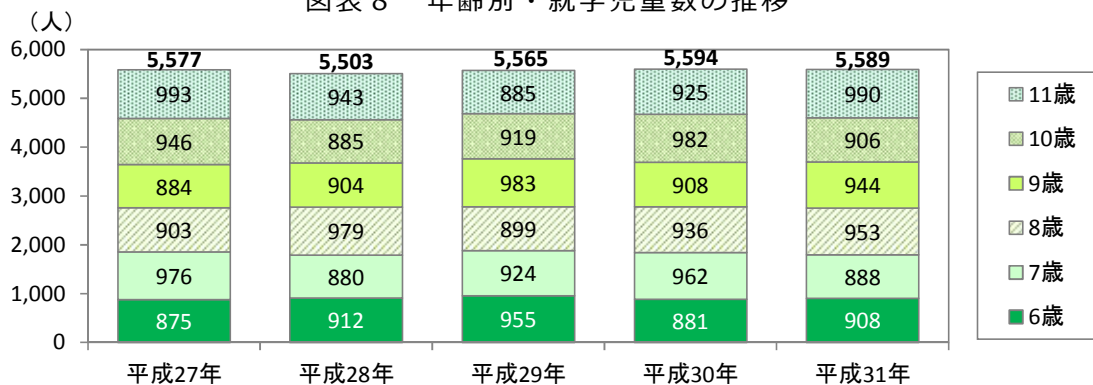
池田市の児童人口の推移をみると、0～5歳の就学前児童は減少傾向であり、平成30年に5千人台を割り込みました。6～11歳の就学児童は5千5百人台で概ね横ばいで推移しています。

図表7 年齢別・就学前児童数の推移



資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

図表8 年齢別・就学児童数の推移



資料：池田市ホームページ「年齢別統計表」（各年3月31日現在）

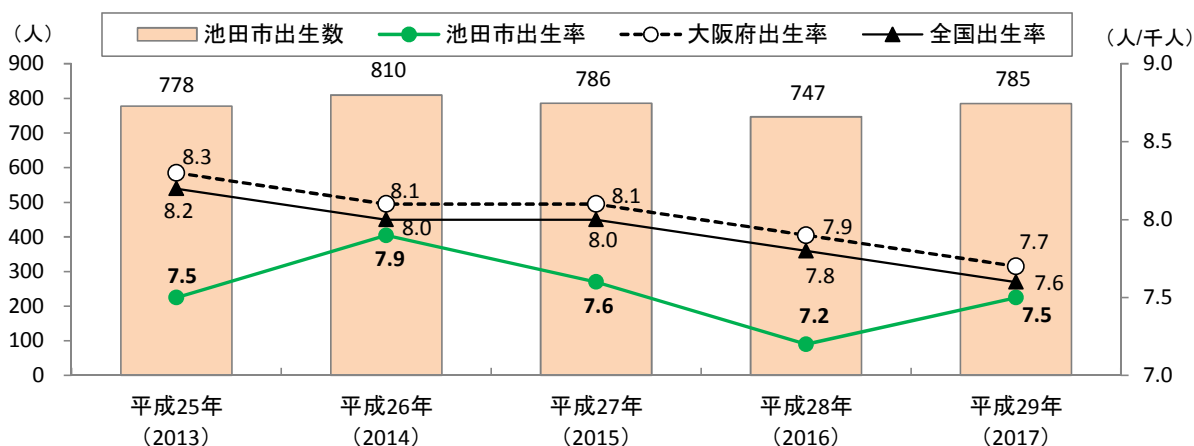
第2節 子どもの状況

1. 出生の状況

池田市の出生数は、平成25（2013）年以降、増減を経て、平成29（2017）年に785人となっています。出生率（人口千人当たりの出生数）は上下に変動しつつ、国や府の出生率に比べ低い値で推移し、平成29（2017）年には7.5%と、同水準に近づいています。

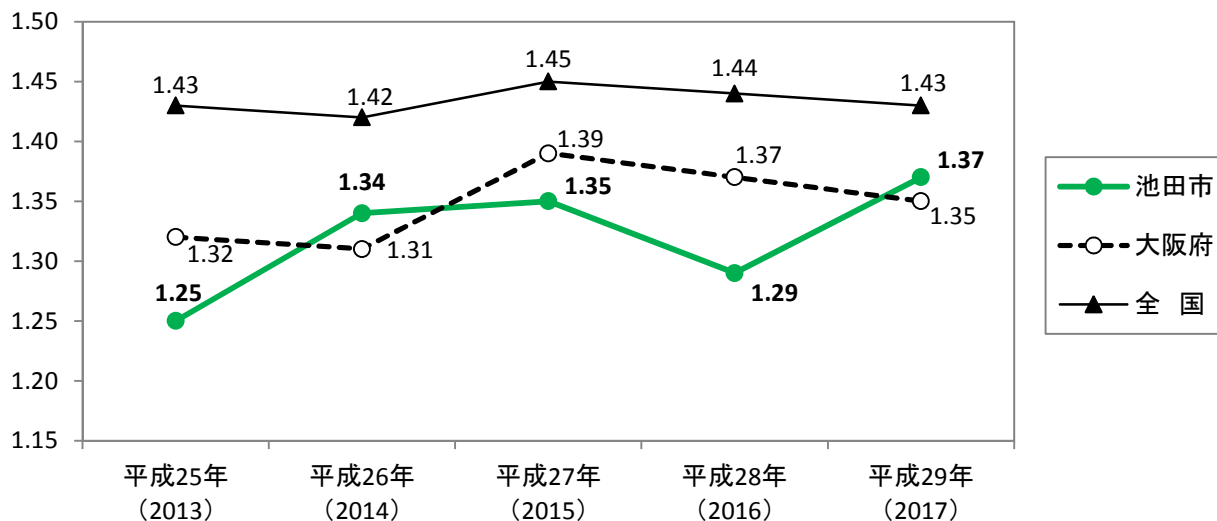
合計特殊出生率については、池田市においては平成29（2017）年に1.37と大阪府と概ね同水準となっていますが、国の数値を下回って推移しています。

図表9 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

図表10 合計特殊出生率の推移



資料：池田市調べ

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2. 子どものいる世帯の状況

平成 27 年（2015 年）の国勢調査によると、池田市の一般世帯 45,730 世帯のうち、核家族世帯は 58.0%を占め、うち「夫婦と子供」世帯は 29.2%、「男親と子供」世帯は 1.2%、「女親と子供」世帯は 7.7%となっています。

また、平成 22 年（2010 年）の国勢調査と比較すると、6 歳未満の子どものいる世帯、18 歳未満の子どものいる世帯ともに構成比は低下しており、18 歳未満の子どものいる世帯では、世帯の伸び率に比べて核家族世帯の伸び率が高く、核家族化が進んでいることがわかります。

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6 歳未満の子どものいる割合は、池田市 8.3%、大阪府 8.1%、全国 8.7%、18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、池田市 21.2%、大阪府 20.4%、全国 21.5%となっています。子どものいる世帯の割合は、全国平均より低いものの、大阪府に比べて高くなっています。

図表 1 1 世帯構成の推移

	平成 22(2010 年)		平成 27(2015 年)		2010 年 →2015 年 の伸び率 (%)
	実数	構成比	実数	構成比	
	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	
一般世帯総数	45,491	100.0	45,730	100	0.5
親族世帯	28,731	63.2	28,519	62.4	-0.7
核家族世帯(総数)	26,417	58.1	26,544	58.0	0.5
夫婦と子供	13,535	29.8	13,333	29.2	-1.5
男親と子供	495	1.1	542	1.2	9.5
女親と子供	3,391	7.5	3,502	7.7	3.3
6 歳未満の子どものいる世帯	4,027	8.9	3,814	8.3	-5.3
核家族世帯	3,794	8.3	3,590	7.9	-5.4
その他の親族世帯	231	0.5	218	0.5	-5.6
18 歳未満の子どものいる世帯	9,890	21.7	9,712	21.2	-1.8
核家族世帯	8,974	19.7	8,996	19.7	0.2
その他の親族世帯	852	1.9	677	1.5	-20.5
非親族・単独世帯	64	0.1	39	0.1	-39.1

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表 1 2 子どものいる世帯数の比較（2015 年）

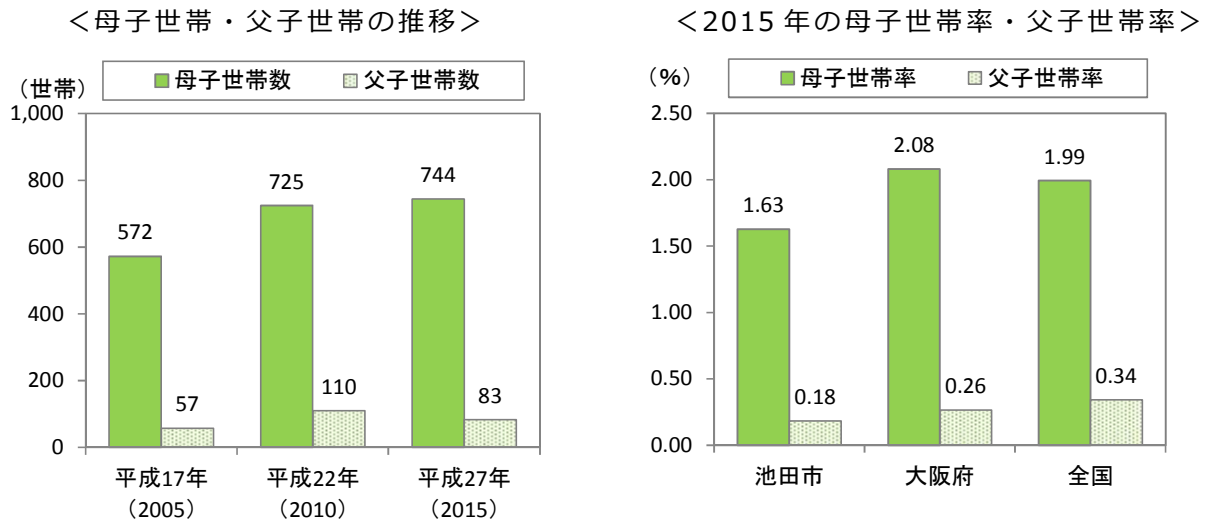
	池田市	大阪府	全国
一般世帯総数 (世帯)	45,730	3,918,441	53,331,797
6 歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	3,814	318,386	4,617,373
構成比 (%)	8.3	8.1	8.7
18 歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	9,712	799,568	11,471,850
構成比 (%)	21.2	20.4	21.5

資料：総務省統計局「国勢調査」

3. ひとり親世帯の状況

国勢調査から、母子世帯・父子世帯の状況を見ると、池田市の母子世帯は増加傾向にあります。平成27年の一般世帯数に占める割合をみると、池田市の母子世帯率は1.63%、父子世帯率は0.18%となっています。大阪府や全国と比較すると、母子世帯、父子世帯ともに一般世帯に占める割合は低くなっています。

図表 1 3 ひとり親世帯の状況



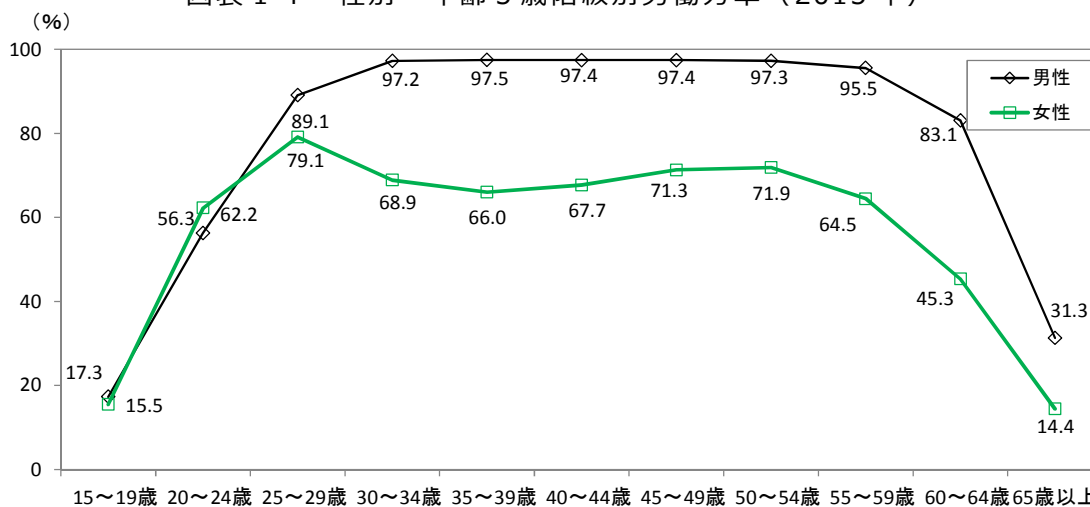
資料：総務省統計局「国勢調査」

第3節 就労の状況

1. 労働力率

池田市の2015年の年齢階級別・男女別の労働力率^{※2}をみると、男性では、30～59歳にかけて労働力率が9割台と一定となっているのに対し、女性では、35～39歳でいったん労働力率が落ち込んだ後高くなり、55歳以上で低下していくM字型カーブを描いています。40歳以上では50～54歳の71.9%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の79.1%と比べると低い値となっています。

図表14 性別・年齢5歳階級別労働力率（2015年）

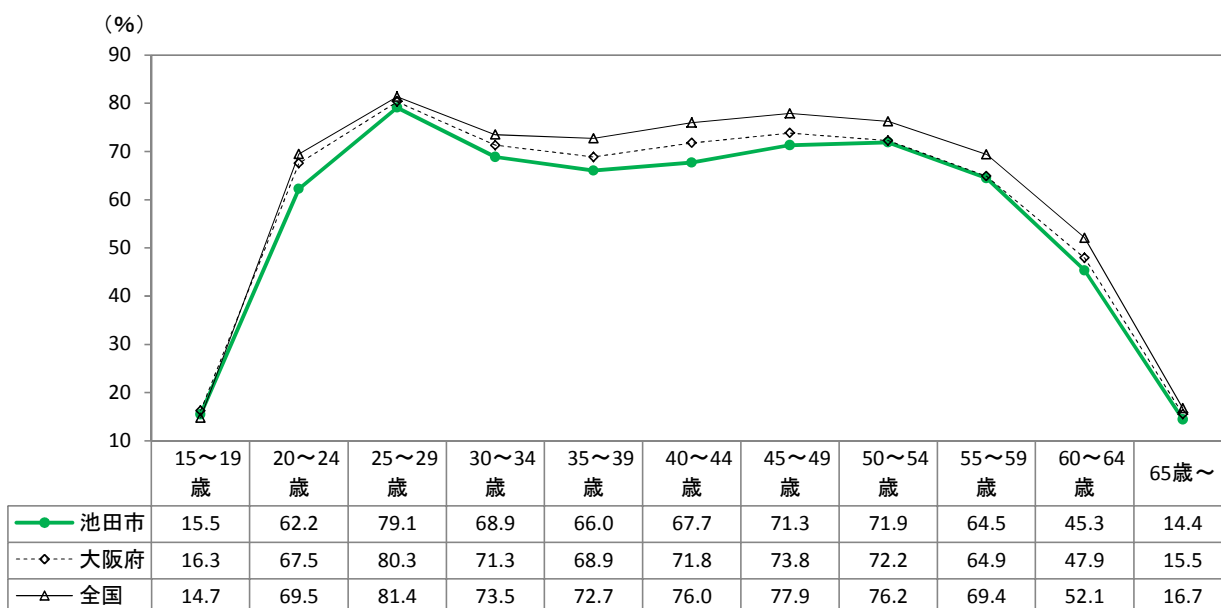


資料：総務省統計局「国勢調査」

※2 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。労働力人口は、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

年齢5歳階級別・女性の労働力率を国・府と比較すると、20歳以上のすべての年齢階級で、大阪府や全国よりも低くなっています。

図表15 女性の年齢階級別労働力率～大阪府・全国との比較～（2015年）



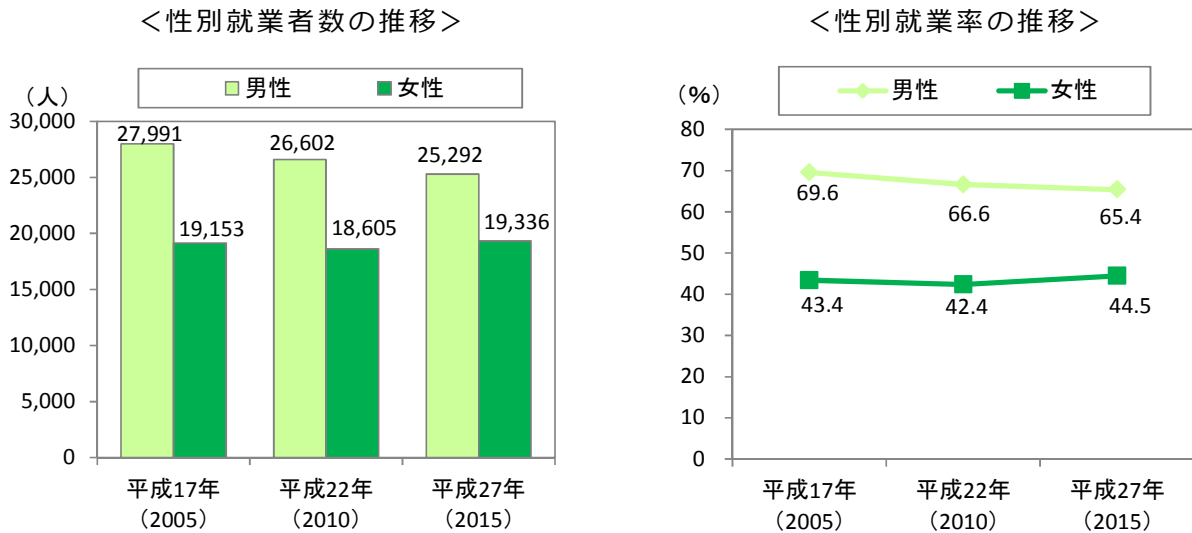
資料：総務省統計局「国勢調査」

2. 就業の状況

国勢調査による池田市の就業者数をみると、男性では平成 17 年（2005 年）より減少していますが、女性では平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて増加しています。これにともない、15 歳以上人口に占める就業率も同様の動きを示しています。

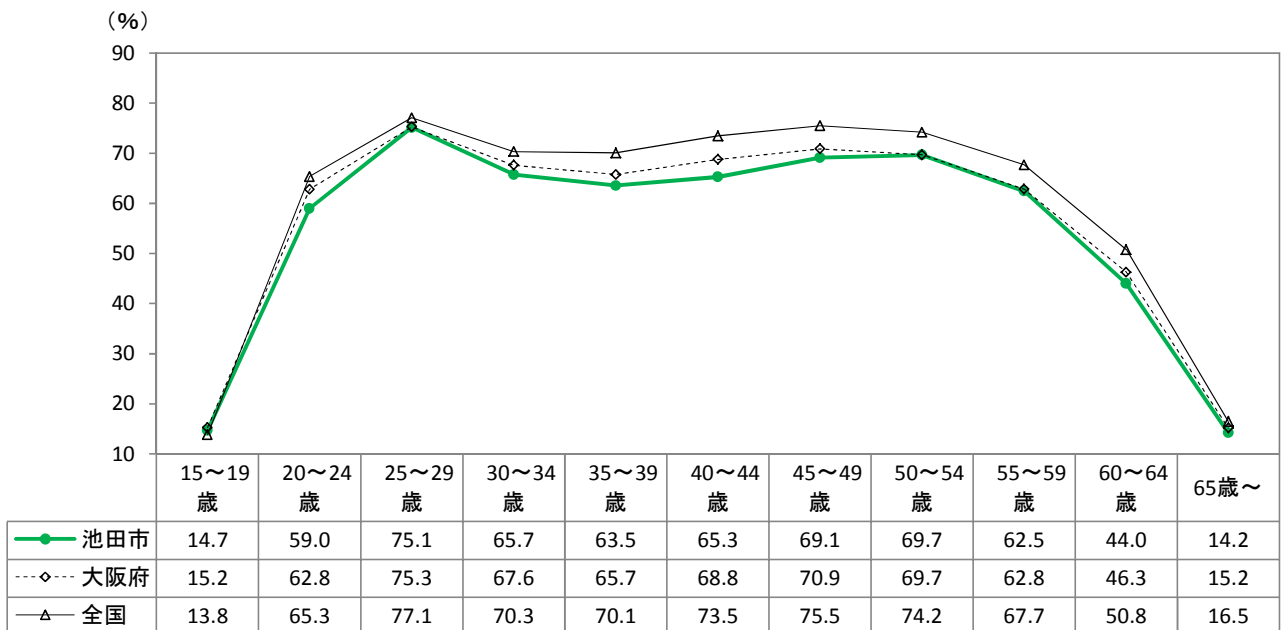
平成 27 年の女性の 5 歳階級別の労働力率をみると、M 字型カーブを描いており、池田市では 35～39 歳で M 字の底となっています。

図表 1 6 就業の状況



資料：総務省統計局「国勢調査」

図表 1 7 女性の年齢階級別就業率～大阪府・全国との比較～（2015 年）



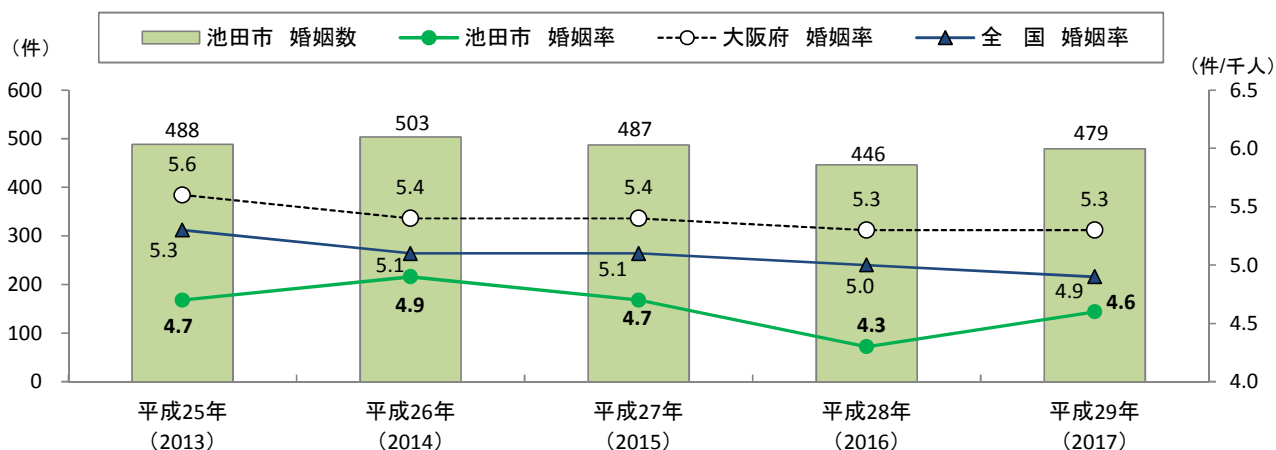
資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」

第4節 婚姻の状況

1. 結婚の状況

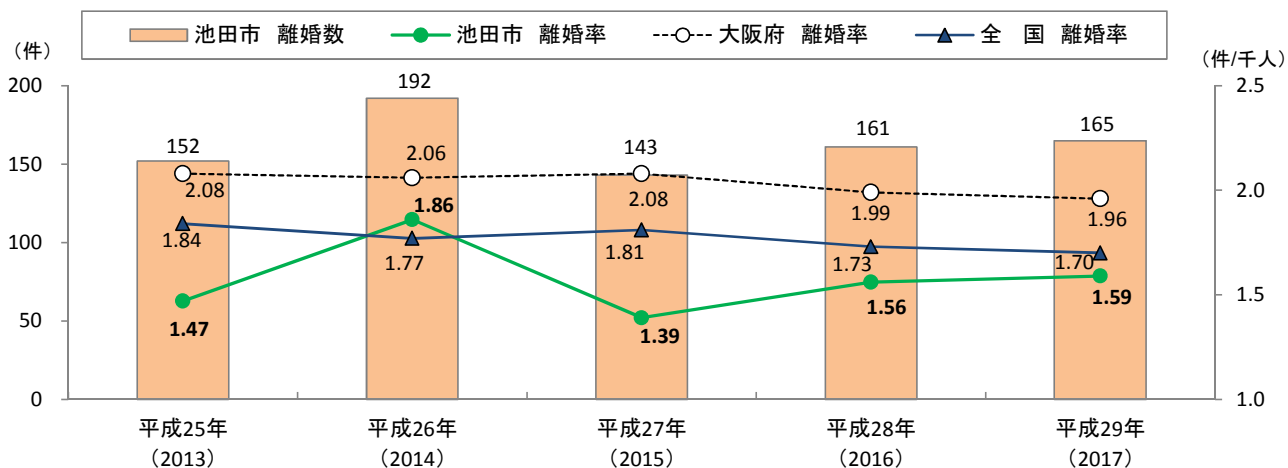
池田市の近年の婚姻数は年により変動がみられ、概ね4百件台で推移しています。婚姻率は国や府の値よりも低くなっています。離婚数も変動があり、離婚率は概ね全国の値を下回って推移しています。

図表18 婚姻数・婚姻率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

図表19 離婚数・離婚率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

2. 未婚率

池田市の未婚率は概ね年々上昇傾向にあります。平成 27 年（2015 年）をみると、29 歳までは男女ともに半数以上、35～39 歳でも男性の 3 割、女性の 2 割半が未婚者となっています。大阪府や全国の平均に比べると、29 歳までの年代では上回っていますが、35～39 歳では下回っています。

また本市の生涯未婚率^{※3}をみると、男 19.5%、女 15.9%で大阪府の値よりも低くなっています。

図表 2 0 性別・年齢別未婚率の推移

		15～19 歳		20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成 7 年	全 国	99.2	98.9	92.6	86.4	66.9	48.0	37.3	19.7	22.6	10.0
	大阪府	98.8	98.4	92.5	86.6	66.0	49.8	36.4	22.5	22.3	12.4
	池田市	99.4	99.3	95.7	89.9	72.1	54.0	38.3	25.9	22.6	12.8
平成 12 年	全 国	92.9	87.9	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	大阪府	93.3	88.9	93.3	88.9	69.1	55.2	42.0	29.1	24.5	16.2
	池田市	99.6	99.4	96.1	92.2	77.6	61.6	46.9	30.7	23.2	17.7
平成 17 年	全 国	99.6	99.1	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	大阪府	99.6	99.1	94.1	90.2	72.2	61.9	46.7	34.3	29.0	20.7
	池田市	99.8	99.6	97.1	93.7	77.2	66.5	50.0	36.8	29.8	21.0
平成 22 年	全 国	99.0	98.9	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	大阪府	98.7	98.4	90.8	87.6	68.7	61.4	45.6	36.8	34.6	25.3
	池田市	98.7	98.6	92.5	90.4	74.5	65.1	43.8	35.2	32.1	23.3
平成 27 年	全 国	99.7	99.4	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	大阪府	99.6	99.3	94.6	91.1	71.3	62.8	45.3	36.9	33.5	26.3
	池田市	99.8	99.8	97.2	93.9	76.2	66.1	48.6	36.9	30.2	25.1

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表 2 1 生涯未婚率（2015 年）

	45～49 歳		50～54 歳		生涯未婚率	
	男	女	男	女	男	女
全 国	25.9	16.1	20.9	12.0	23.4	14.1
大阪府	24.9	18.6	20.2	14.4	22.5	16.5
池田市	22.7	17.5	16.2	14.4	19.5	15.9

資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」

※3 生涯未婚率：「45～49 歳」と「50～54 歳」未婚率の平均値から、「50 歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの。

第5節 子育て支援サービス等の利用状況

1. 認定こども園、保育所、幼稚園等の状況

本市の就学前児童の教育・保育サービスに関する施設については、幼稚園や保育所の認定こども園への移行が進み、令和元年（2019年）5月1日現在、公立・私立を合わせると、認定こども園8か所、保育所13か所、幼稚園6か所、小規模保育事業3か所となっています。保育を必要とする2号認定・3号認定の定員はこの5年間で349名分の増加を図ってきましたが、定員を上回る入所状況が続いており、保育需要は高まりの一途となっています。一方、保育を必要としない1号認定については、定員比入園率を下回る状況が続いています。

図表2-2 就学前の教育・保育施設数の推移（単位：か所）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園	公立	0	0	0	0	2
	私立	1	1	4	5	6
保育所	公立	5	5	5	5	2
	私立	11	11	10	10	11
幼稚園	公立	4	4	4	4	2
	私立	7	7	6	5	4
小規模保育事業	私立	0	2	2	2	3
合計		28	30	31	31	30

資料：幼児保育課（各年5月1日）

図表2-3 就学前の入所児童の状況と推移（単位：人）

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
保育を必要としない子ども (1号認定)	幼稚園・認定こども園	公立	定員	595	595	595	554	459
		公立	入園児童数	391	374	342	302	253
		公立	定員比入園率	65.7%	62.9%	57.5%	54.5%	55.1%
	私立	私立	定員	1,549	1,549	1,479	1,408	1,399
		私立	入園児童数	1,129	1,134	1,101	1,110	1,050
		私立	定員比入園率	72.9%	73.2%	74.4%	78.8%	75.1%
	合計	合計	定員	2,144	2,144	2,074	6,962	1,858
		合計	入園児童数	1,520	1,508	1,443	1,412	1,303
		合計	定員比入園率	70.9%	70.3%	69.6%	72.0%	70.1%
保育を必要とする子ども (2・3号認定)	保育所・認定こども園・小規模保育事業所	公立	定員	450	450	450	450	406
		公立	入園児童数	489	490	465	468	384
		公立	定員比入園率	108.7%	108.9%	103.3%	104.0%	94.6%
	私立	私立	定員	941	975	1,085	1,190	1,334
		私立	入園児童数	1,006	1,041	1,151	1,257	1,453
		私立	定員比入園率	106.9%	106.8%	106.1%	105.6%	108.9%
	合計	合計	定員	1,391	1,425	1,535	1,640	1,740
		合計	入園児童数	1,495	1,531	1,616	1,725	1,837
		合計	定員比入園率	107.5%	107.4%	105.3%	105.2%	105.6%

資料：幼児保育課（各年5月1日）

※入園児童数は、他市からの通園児を除く。
定員比入園率＝入園児童数／定員

2. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

留守家庭児童会は市内のすべての小学校及び義務教育学校（前期課程）にて開設しています。入会児童数及び入会率は増加傾向にあり、令和元年（2019年）5月1日現在、低学年における入会児童数は754人、入会率は29.1%となっています。

図表 2 4 留守家庭児童会の入会児童状況と推移（単位：人）

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入会児童数	低学年	656	659	673	692	754
	高学年	7	7	5	6	5
小学校在籍児童数	低学年	2,599	2,606	2,625	2,631	2,591
入会率	低学年	25.2%	25.3%	25.6%	26.3%	29.1%

資料：子育て支援課（各年5月1日）

※高学年の受入れは要配慮児童のみ。

入会率 = 入会児童数 / 小学校在籍児童数

第6節 子育て支援サービス等の利用意向

1. 調査実施概要

(1) 調査目的

「池田市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、国の基本指針に基づき、小学校就学前児童及び小学校就学児童の保護者を対象に、就労状況や教育・保育、子育て支援の利用希望等を把握するためのニーズ調査を実施しました。

(2) 調査対象

調査種類	調査対象	抽出法
①就学前児童	0～5歳までの就学前児童の保護者	住民基本台帳から年齢・地区を勘案して無作為抽出
②小学校児童	小学校1～6年生までの児童の保護者	

(3) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

(4) 調査期間

平成30年（2018年）12月5日～12月21日

(5) 調査対象

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①小学校就学前児童	2,003件	1,318件	65.8%（前回53.2%）
②小学校就学児童	2,008件	1,325件	66.0%（前回54.9%）
合計	4,011件	2,643件	65.9%（前回54.0%）

(6) 結果のみかた

※アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位を四捨五入しています。このため、回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※クロス集計結果のうち、属性が無回答である場合は表記を割愛しています。このため、属性ごとの母数nの合計は設問に対する有効回答者総数の値と一致しないことがあります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

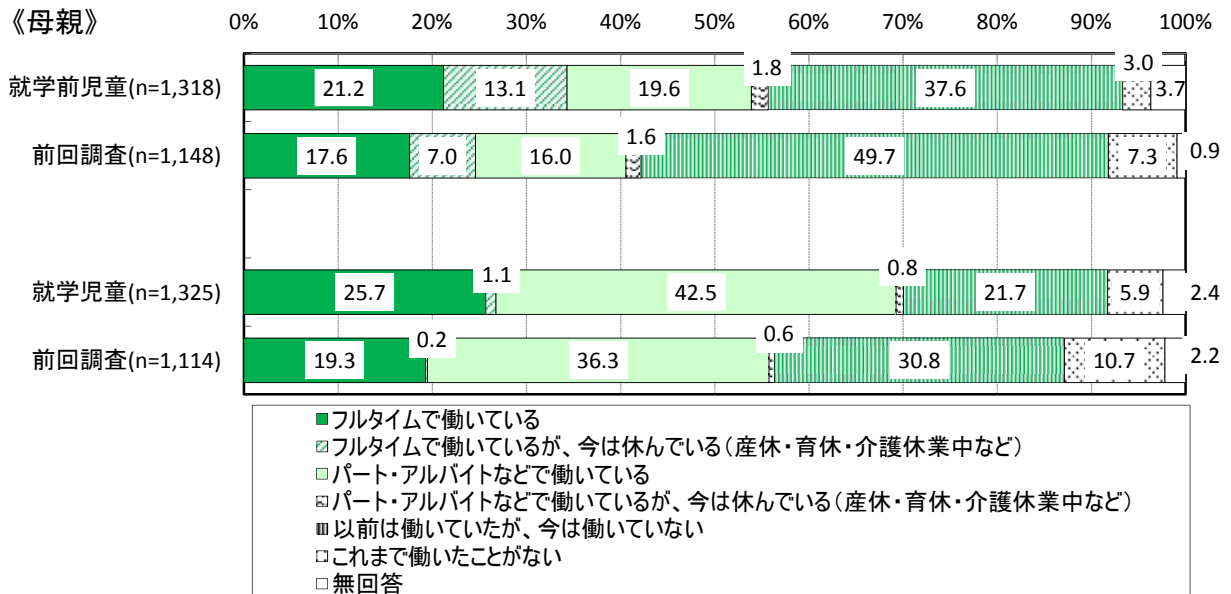
※前回の調査結果は平成25年度(2013年度)に実施した「次世代育成支援に関するニーズ等調査」より引用・抜粋。

2. 調査結果概要

(1) 保護者の就労状況

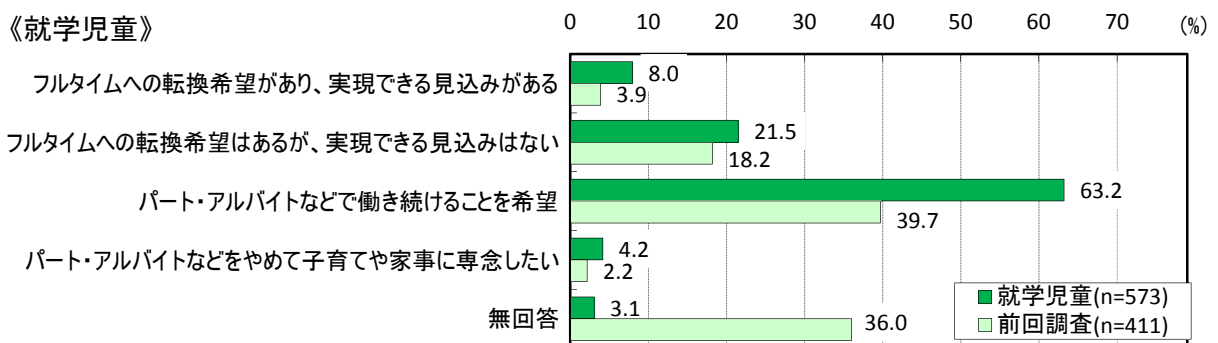
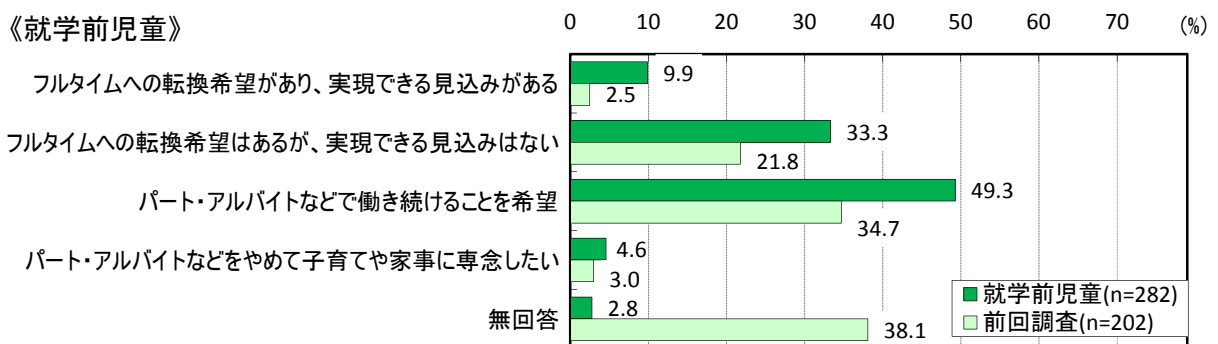
① 母親の就労状況

働いている母親の割合は就学前児童の55.7%、就学児童の70.1%で、前回より大きく増加しています。



② 母親のフルタイムへの転換希望

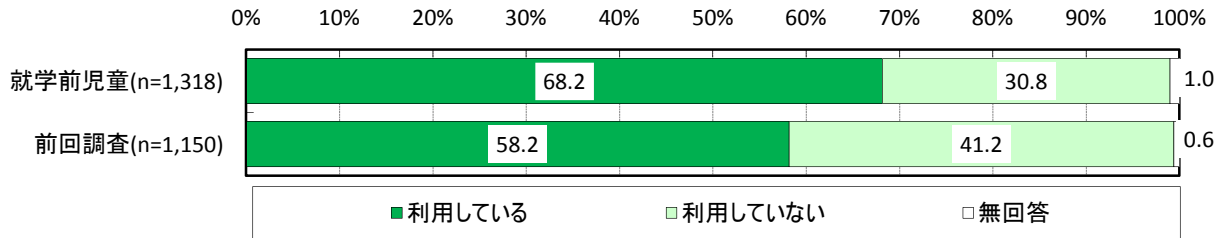
パート・アルバイトで働いている母親のフルタイム勤務への転換希望については、「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が就学前児童の49.3%、就学児童の63.2%となっており、前回調査より転換希望のない人が増加しています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

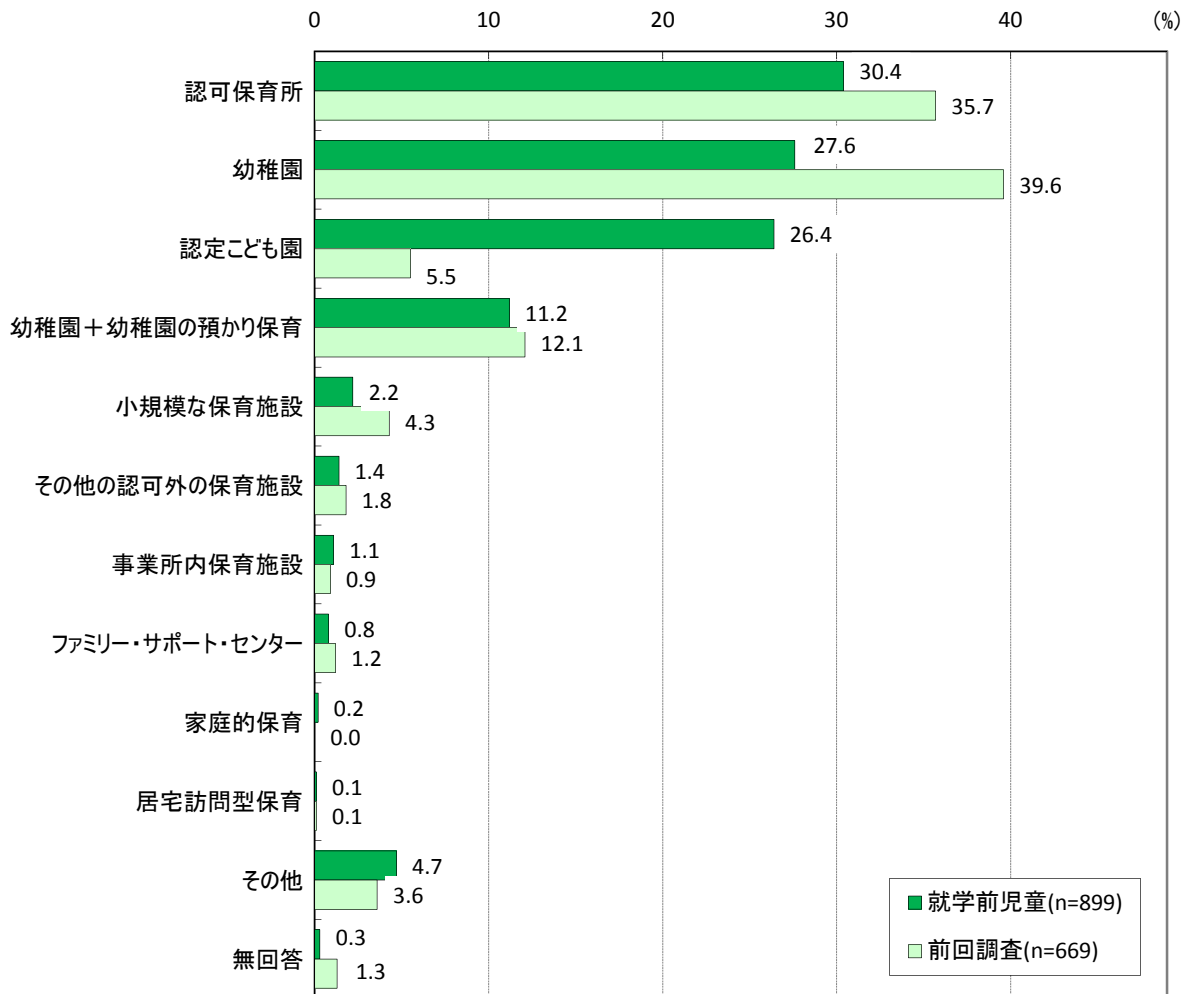
①教育・保育施設などの利用状況

平日に、幼稚園や保育所といった教育・保育施設などを「月単位で定期的に」利用しているかたずねたところ、「利用している」人は68.2%と、前回調査より10%増えています。



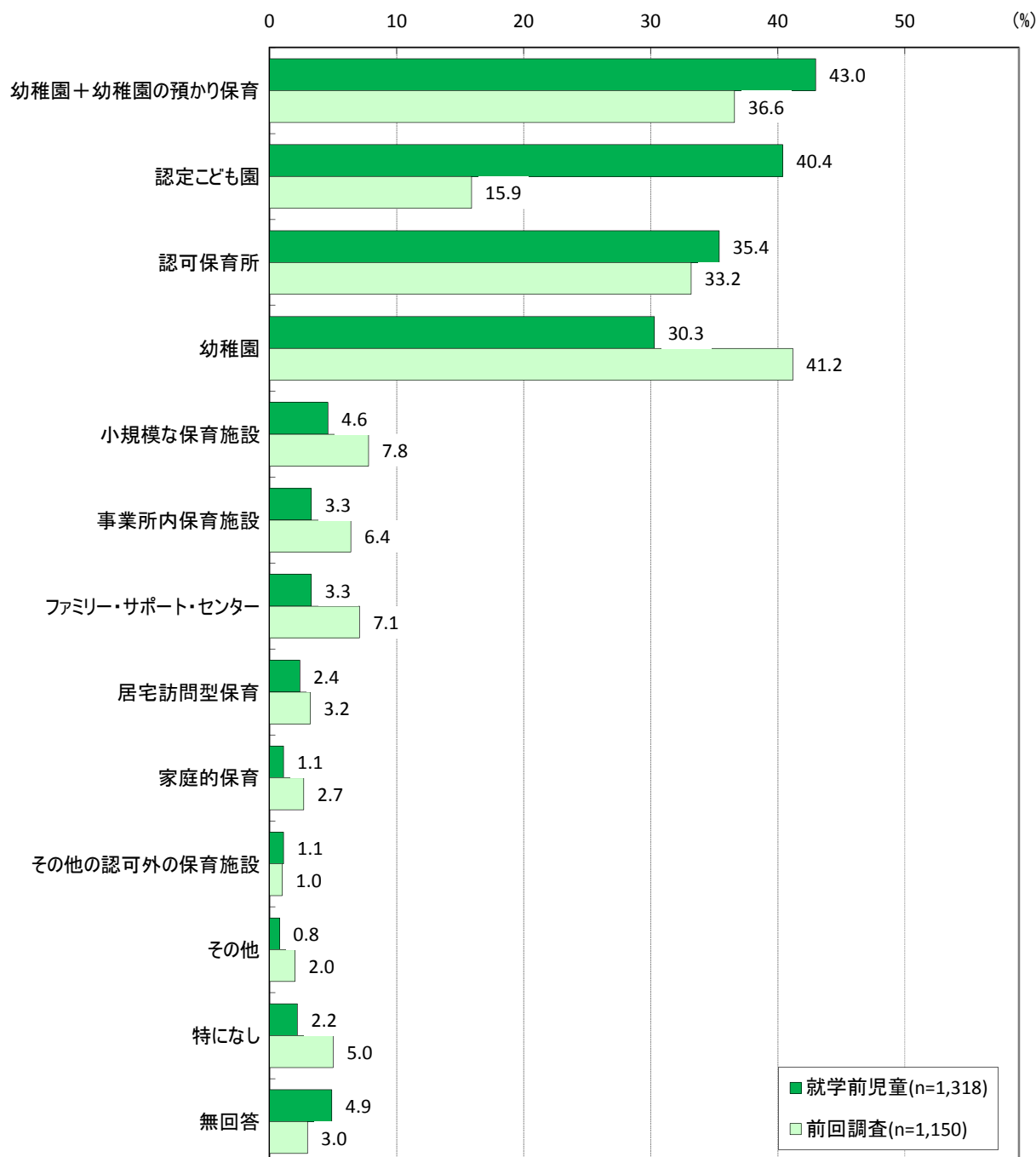
②利用している教育・保育施設など《複数回答》

教育・保育施設などの利用者が、年間を通じて平日に定期的に利用している施設については、「認可保育所」が30.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が27.6%、「認定こども園」が26.4%となっています。平成27年度(2015年度)以降、幼稚園や保育所の一部が「認定こども園」へ移行したため、前回調査と比べて「認定こども園」の割合が増加しています。



③利用したい教育・保育事業《複数回答》

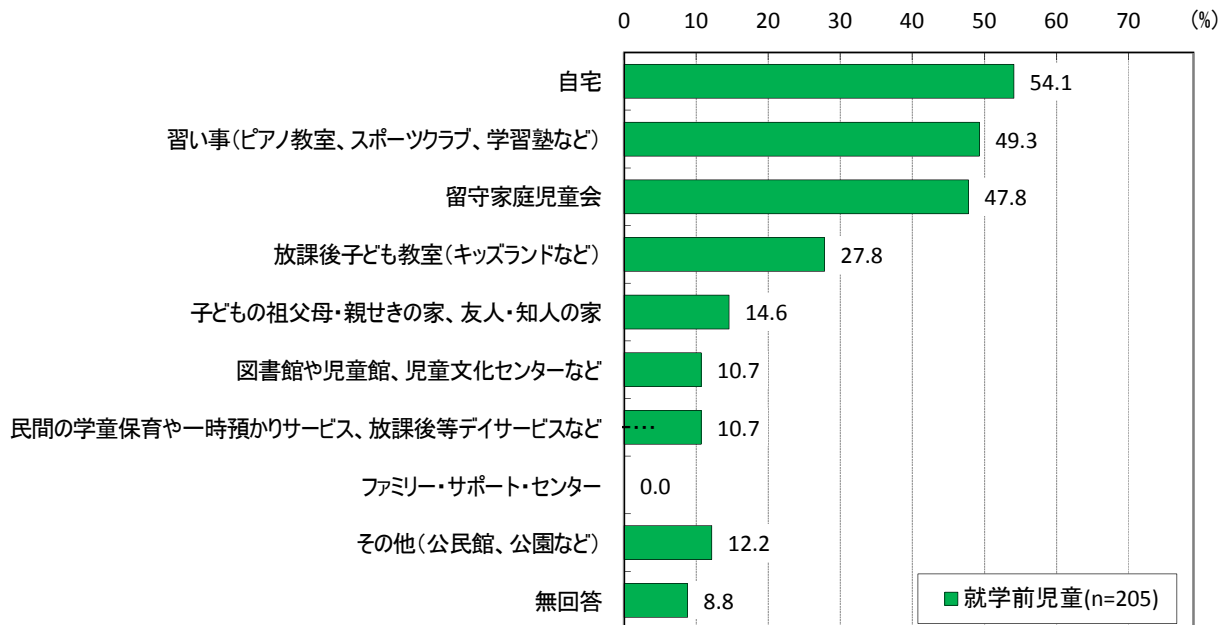
現在利用している、利用していないにかかわらず、平日に「月単位で定期的に」利用したいと考える教育・保育施設について、幼児教育の無償化を踏まえて、たずねたところ、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が43.0%、「認定こども園」が40.4%、「認可保育所」が35.4%、「幼稚園」が30.3%となっています。前回調査と比べると、制度移行に伴い「認定こども園」の割合が大幅に高まっています。



(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

①放課後児童健全育成事業

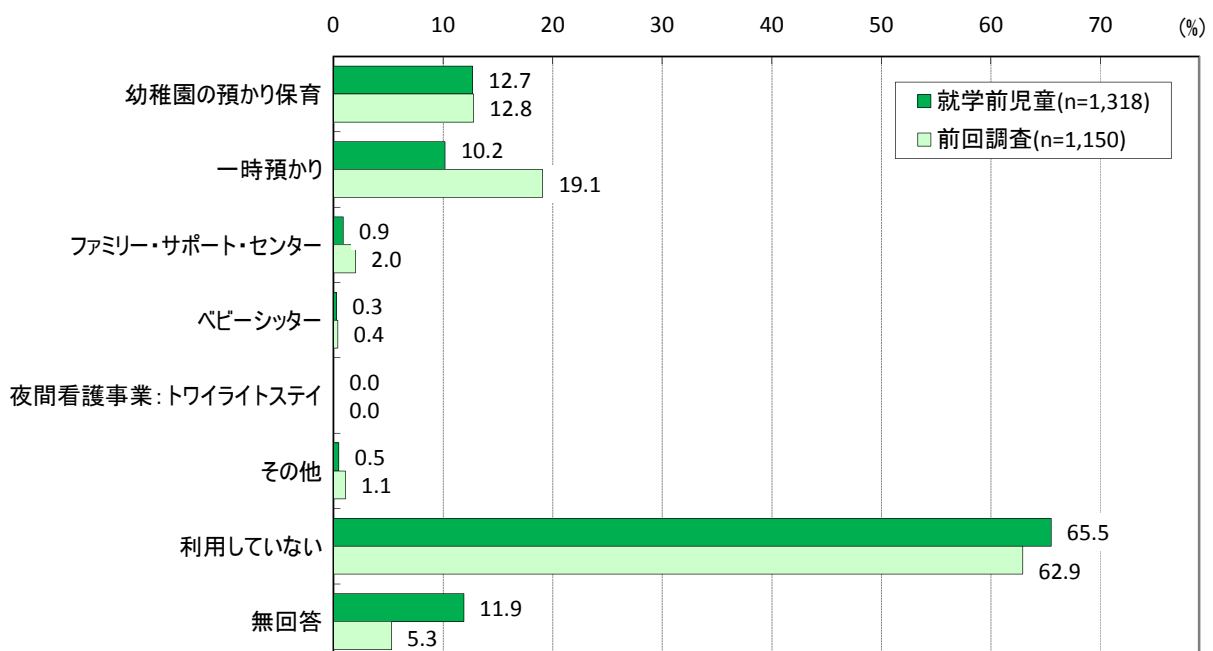
5歳児の子どもがいる保護者に、小学校就学後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、「自宅」（54.1%）、「習い事」（49.3%）に次いで、「留守家庭児童会」が47.8%となっています。



②一時預かり事業

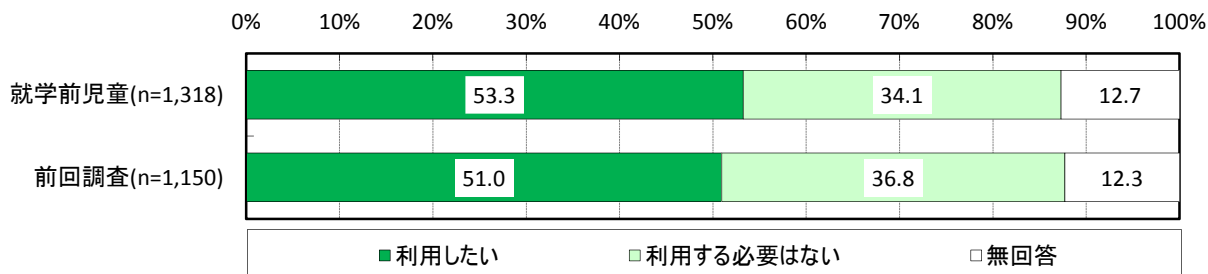
過去1年間に、私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、子どもを預かるサービスを「不定期に」利用したかたずねたところ、何らかのサービスを利用している人は22.6%となっています。うち「幼稚園の預かり保育」が12.7%と最も多くなっています。

<利用状況>

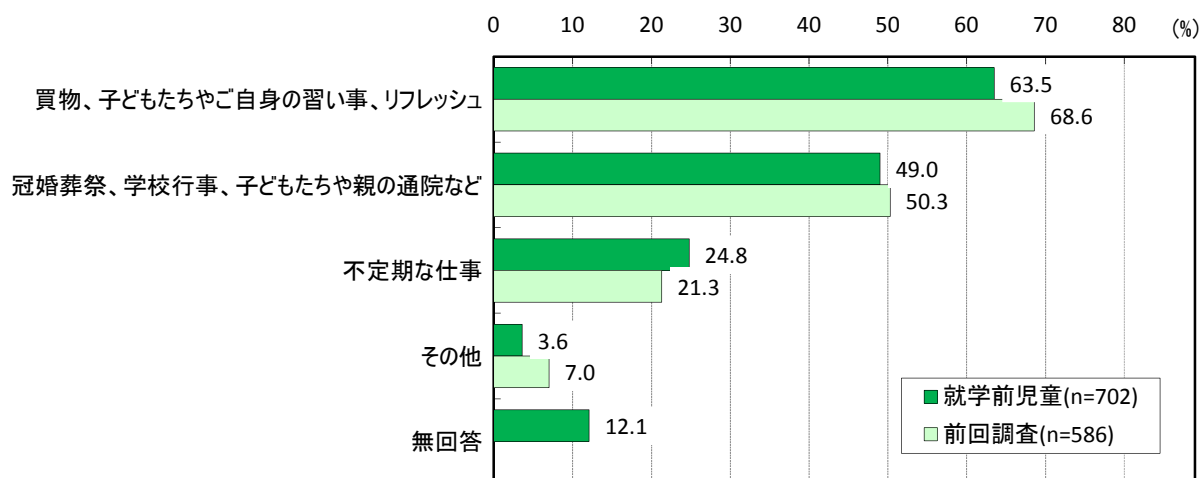


保育所などで実施している「一時預かり」の利用希望は53.3%となっています。また、利用したい目的としては、「買物、子どもたちやご自身の習い事、リフレッシュ」が63.5%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」が49.0%となっています。

<利用希望>



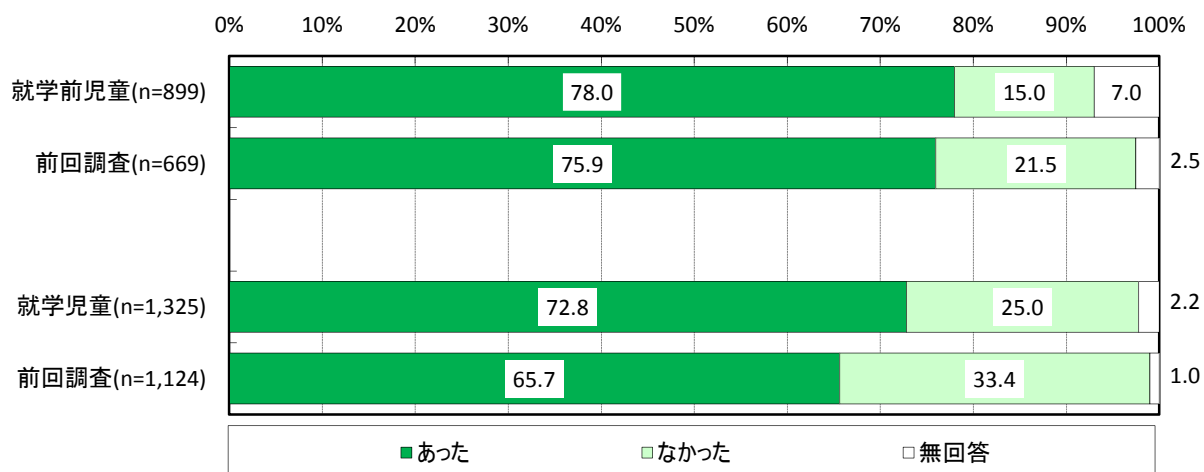
<利用目的>



③病児・病後児保育事業（平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ）

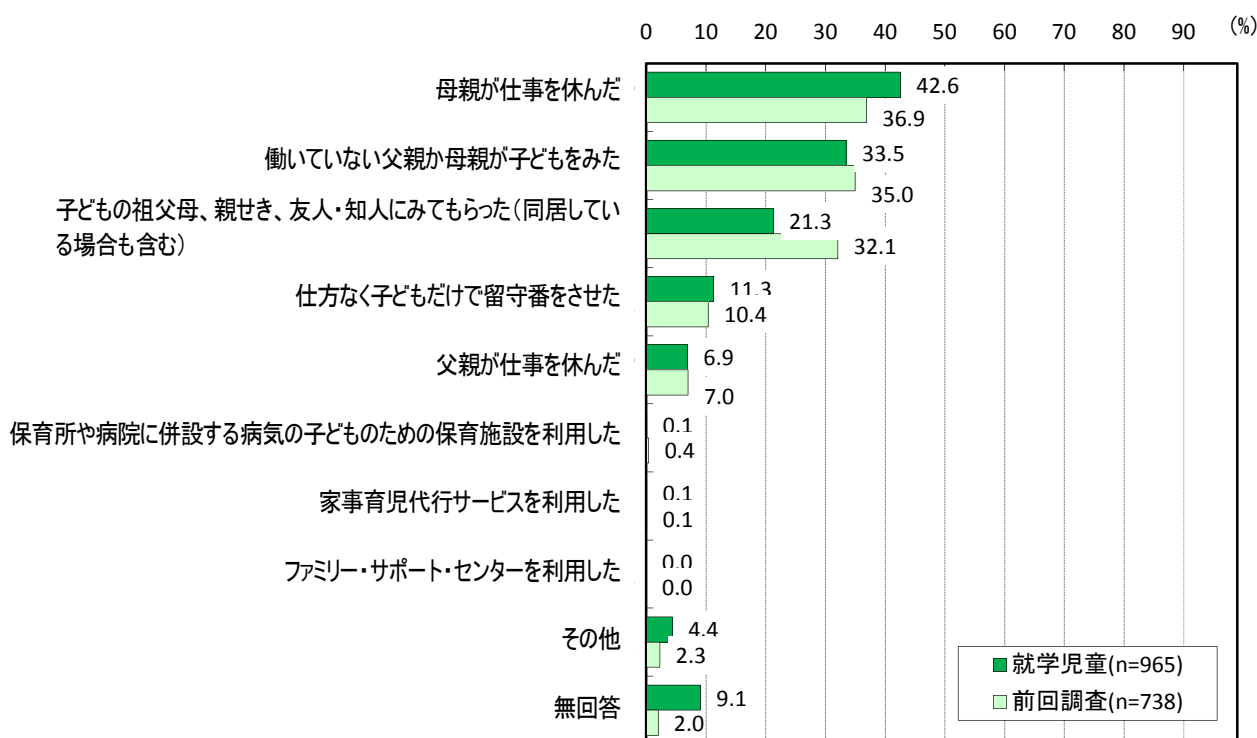
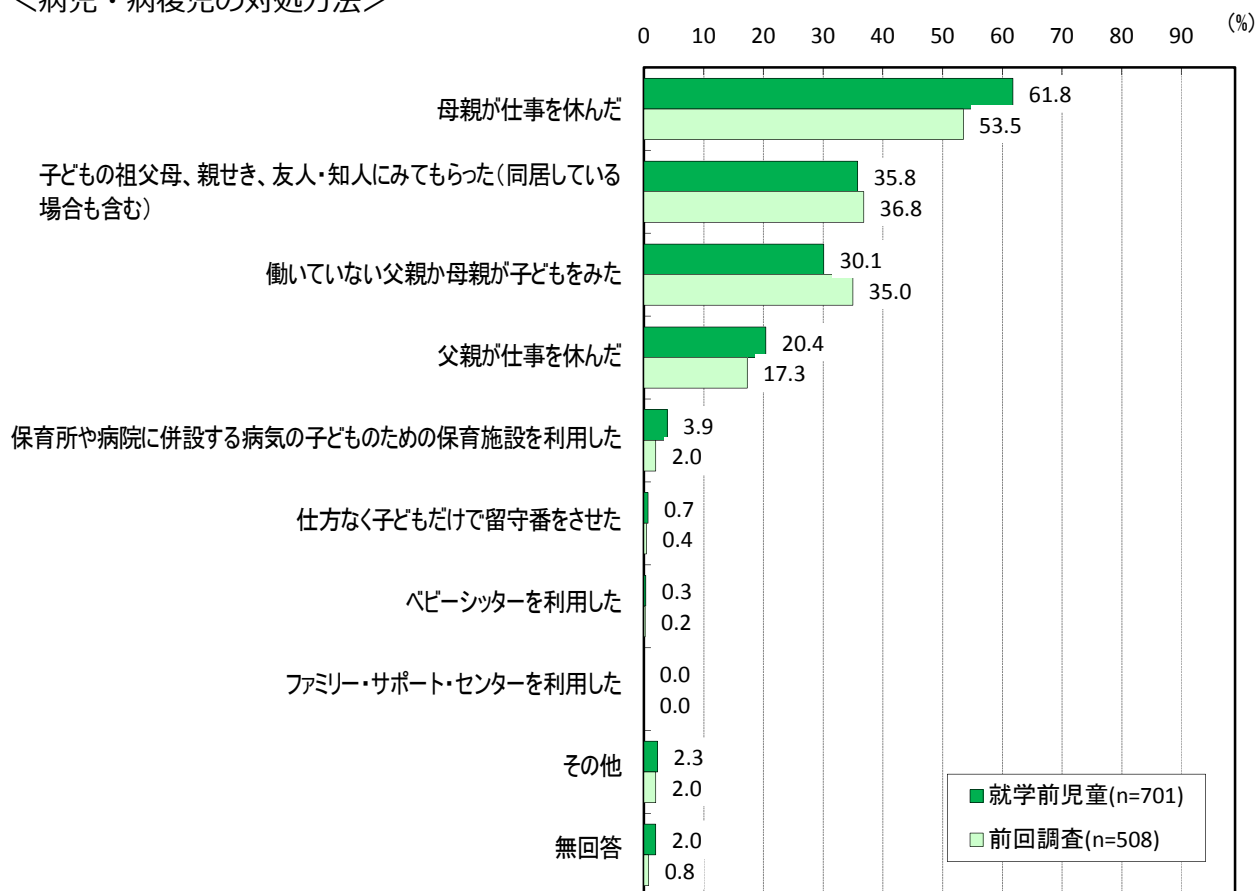
病気で幼稚園や保育所等を利用できなかったり、小学校を休まなければならなかった経験については、「あった」が多くを占め、就学前児童・就学児童ともに前回調査より増加しています。

<病児・病後児の経験の有無>



前項で「あった」と回答した人が、この1年間で、お子さんが病気で幼稚園や保育所などの施設を利用できなかった場合の対処方法については、就学前児童・就学児童とも、「母親が仕事を休んだ」が最も多くを占めており、前回調査より増加しています。

<病児・病後児の対処方法>

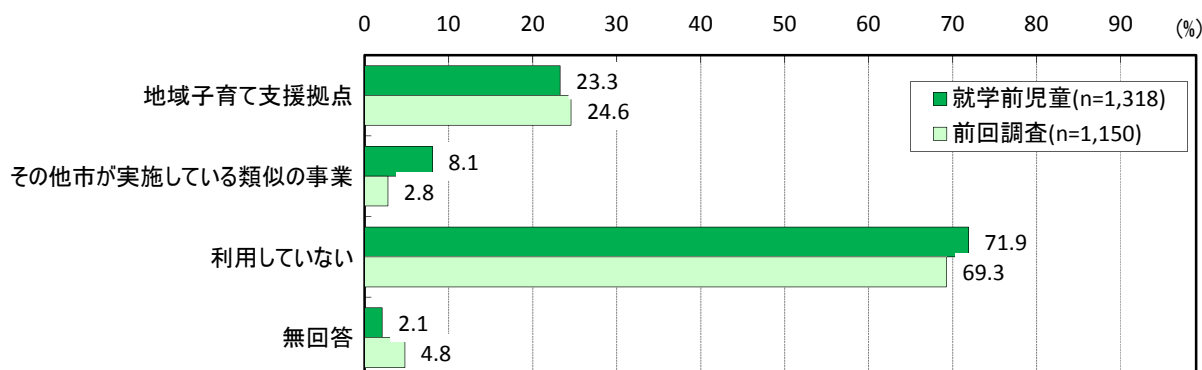


④地域子育て支援拠点事業

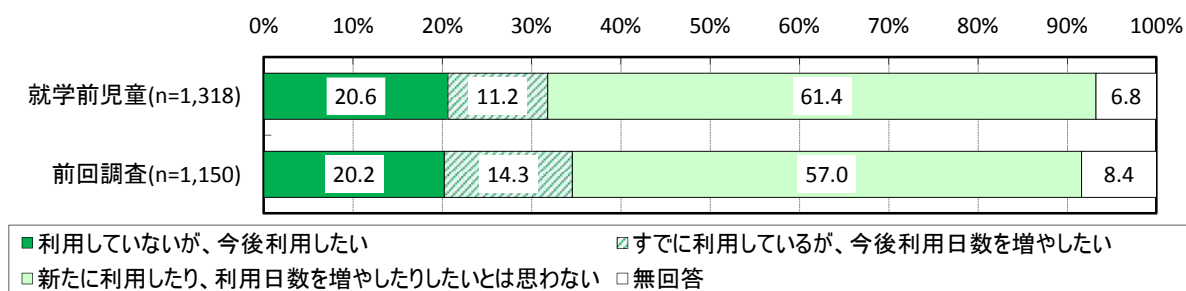
現在の地域子育て支援拠点（つどいの広場）を利用している人は23.3%で前回と大きく変わりありません。

地域子育て支援拠点事業等の今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせて31.8%となっています。利用希望者が利用したいサービスでは、「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が85.2%と最も多くなっています。

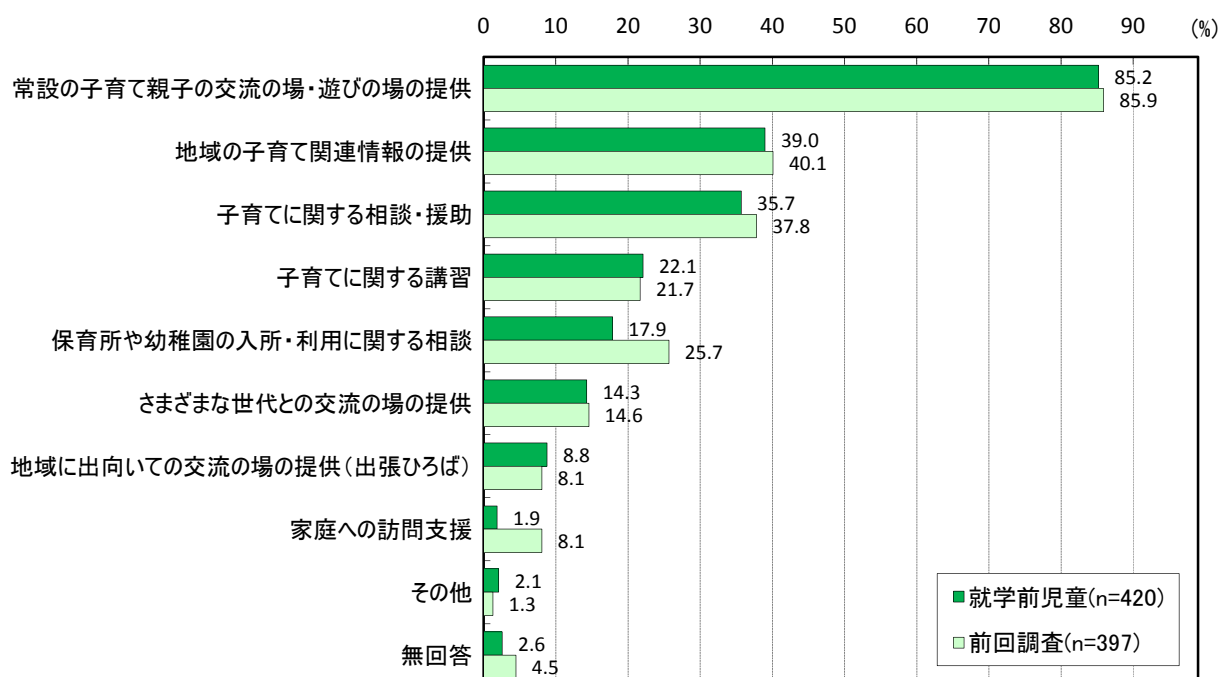
<地域子育て支援拠点等の利用状況> 《複数回答》



<地域子育て支援拠点等の利用希望>



<利用希望サービス>

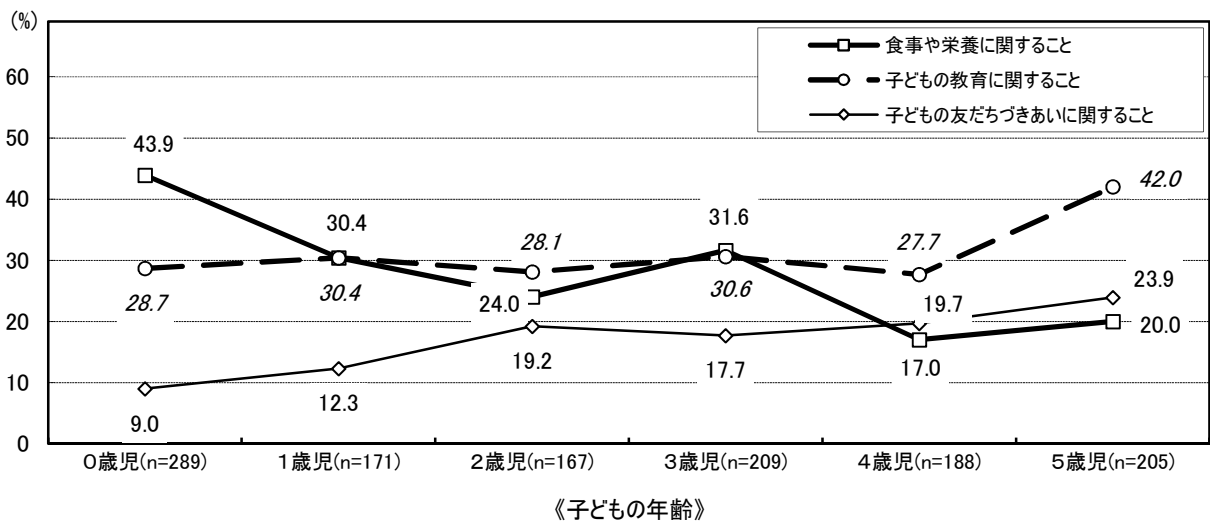
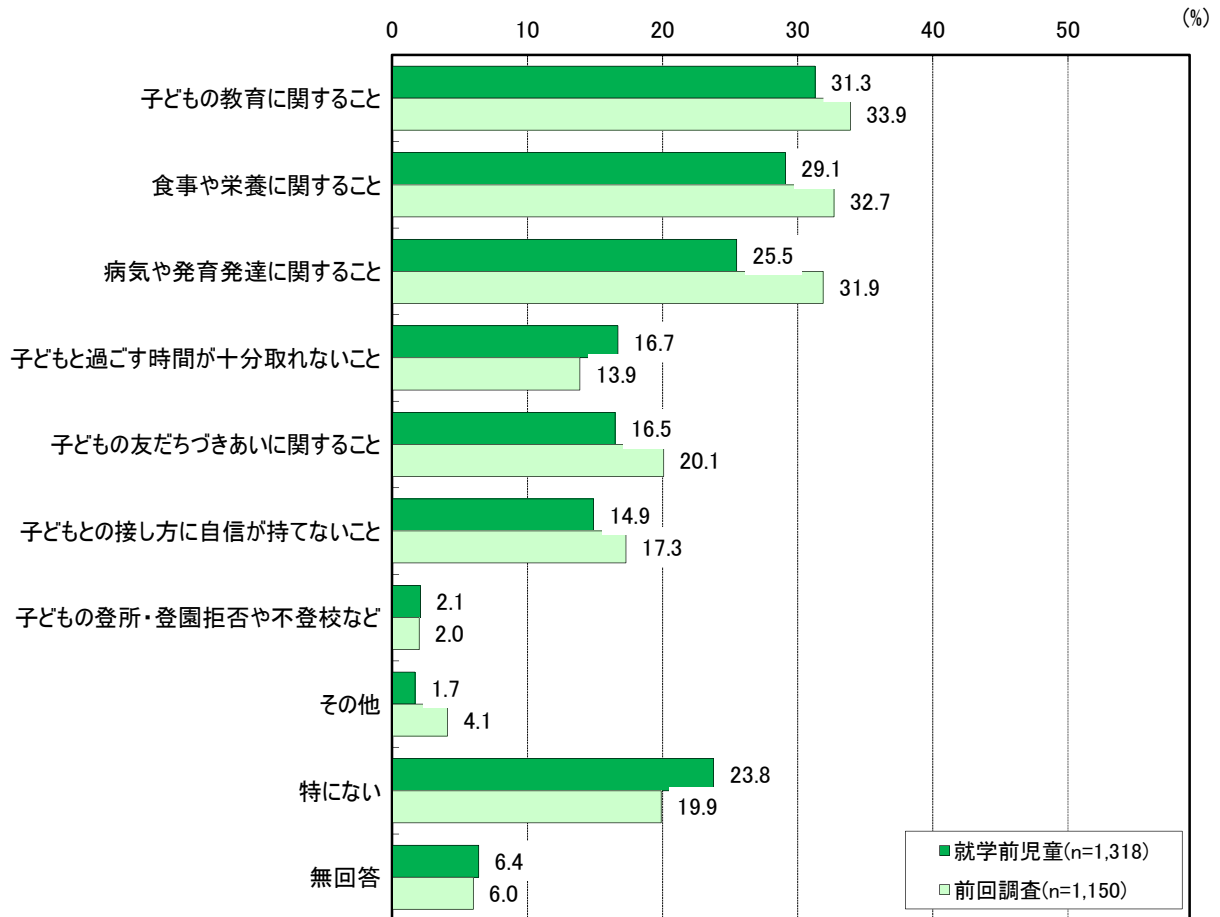


(4) 子育ての悩みと地域の支援

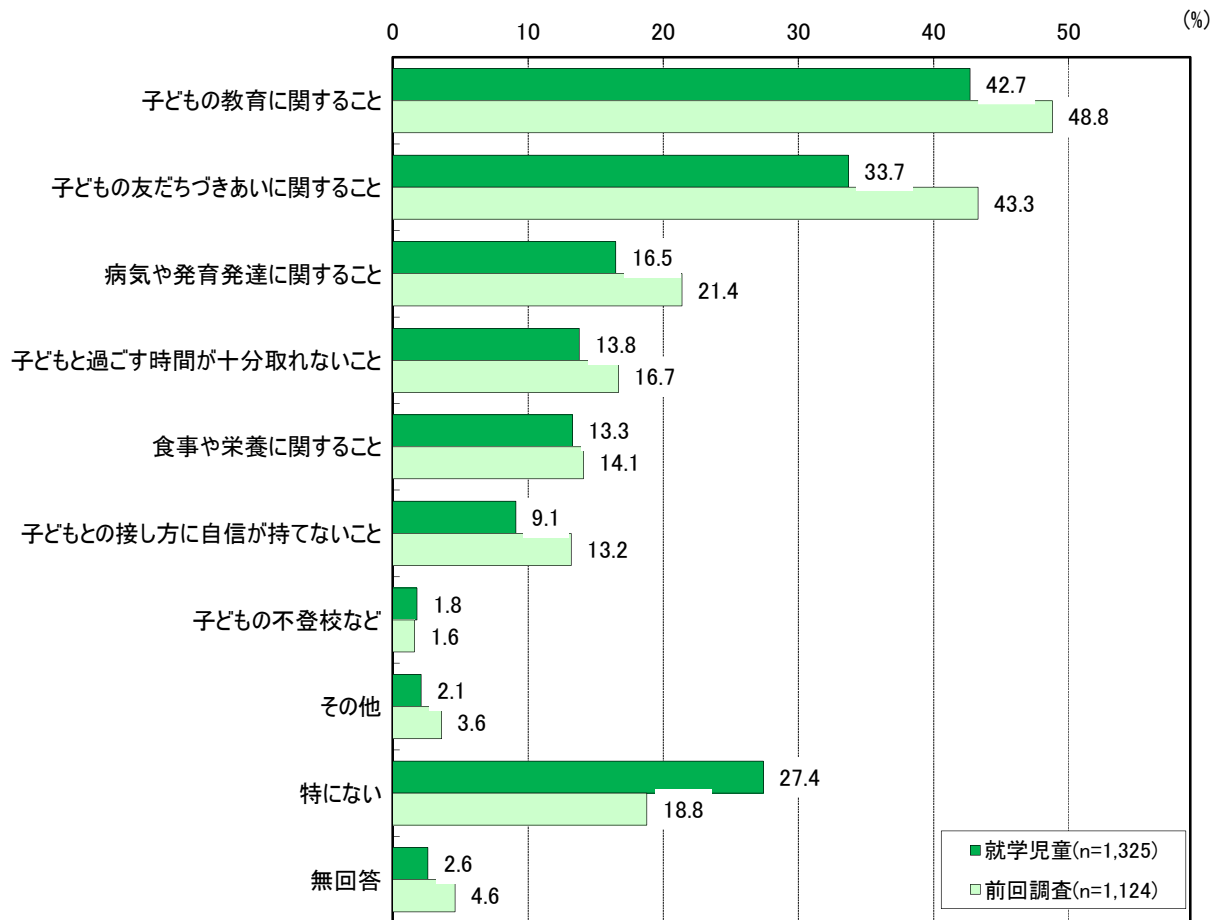
①子どもに関する悩みや気になること

就学前児童では、「子どもの教育に関すること」が31.3%、「食事や栄養に関すること」が29.1%、「病気や発育・発達に関すること」が25.5%の順となっていますが、いずれも前回調査より減少し、「特にない」が増加しています。

子どもの年齢別に見ると、「子どもの教育に関すること」は5歳児で42.0%となっているほか、「食事や栄養に関すること」は0歳児で43.9%となっています。

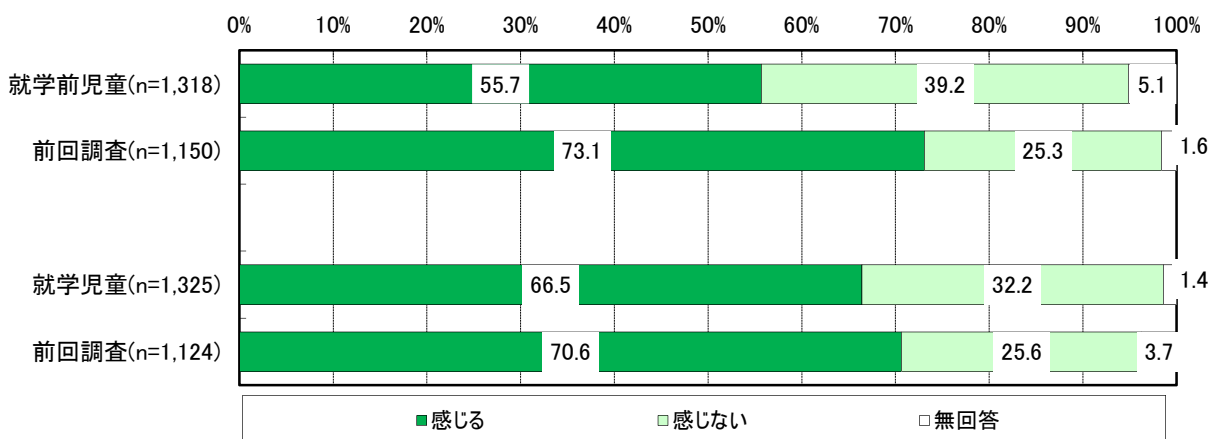


就学児童についても「子どもの教育に関すること」が42.7%と最も多く、これに次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が33.7%となっていますが、前回調査より減少しており、「特にない」が増加しています。



②地域の人の支援

保護者に、自分の子育てが地域の人に支えられていると感じるかたずねたところ、「感じる」が就学前児童の55.7%、就学児童の66.5%を占めていますが、前回調査より減少しています。



3. 現状分析の課題の総括

前項におけるニーズ調査結果、主要事業に関連する利用希望等のほか、全体的なニーズ調査結果と統計データ等を総括し、以下に特徴と課題をあげることができます。

特徴	根拠となる調査結果	課題と方向性
就学前児童人口の減少	平成27年5,114人より年々減少 平成31年4,904人（4.1%減）	○合計特殊出生率の向上
	0歳人口が11歳までの各年齢別人口のうち最も少ない	○妊娠・出産期から切れ目なく安心して生み育てられる環境づくり
子どものいる世帯率の減少	6歳未満の子どものいる世帯の割合 平成22年8.9%→平成27年8.3% 18歳未満の子どものいる世帯の割合 平成22年21.7%→平成27年21.2%	○子育て世代の転入促進・定住促進
世帯構造の変化	核家族世帯の増加 平成22年26,417世帯 →平成27年26,544世帯	○地域における子育て支援の充実
	母子世帯の増加 平成22年725世帯→平成27年744世帯	○ひとり親世帯への支援
未婚化の進行	H27年の20歳～34歳の年齢階級別未婚率 男女とも各階級で H22年より上昇	○結婚の希望が叶う環境整備
女性の労働力率の低さ	年齢5歳階級別女性の労働力率 30～34歳で68.9%（国73.5%、府71.3%） 35～39歳で66.0%（国72.7%、府68.9%）	○仕事と子育ての両立支援
	母親の就労の高まり （ニーズ調査結果） ・就学前児童の母親 55.7%（前回比+13.5%） ・就学児童の母親 70.1%（前回比+13.7%）	○教育・保育関連施設・サービスの整備・充実 ○放課後児童の居場所づくり
保育需要の高まり （ニーズ調査結果）	教育・保育施設の利用率 68.2%（前回比+10%） 留守家庭児童会の利用希望 47.8%（前回比+15.8%）	
地域での支援の低下 （ニーズ調査結果）	地域の人に支えられていると感じる割合 55.7%（前回比▲17.4%）	○相談体制の充実 ○地域子育て支援拠点の充実
教育や発達に関する不安 （ニーズ調査結果）	子どもに関する悩みや気になること 上位3項目は「子どもの教育」、「食事や栄養」、「病気や発育発達」	○相談体制の充実 ○教育環境の整備・充実 ○配慮を要する子どもへのきめ細やかな支援

第3章 第1期計画の主な取組み状況と課題

第1節 基本目標ごとの取組み状況と課題

基本目標1 子育て・親育ちを応援する環境づくり

全国に先駆けて平成17年4月に「池田市子ども条例」を施行し、本市の次世代育成支援推進の基本と位置付けました。この条例に基づき、その普及・啓発を進めるとともに、子ども・子育て会議において、子どもの健全育成や子ども・子育て家庭への支援に関する調査審議を行い、子育て支援施策を推進してきました。

子どもを取り巻く社会状況が厳しくなる中、子どもの福祉に関して必要な支援ができる体制を整備するため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもと家庭の実情把握を行い、支援に関する情報共有、児童虐待の相談等、支援体制の充実強化を図ってきました。

今後も様々な課題を抱えるなど、配慮を要する子どもへのきめ細やかな対応を充実させるとともに、ひとり親家庭の自立支援、子育て家庭への相談の充実をはじめ、保護者の子育てに対する不安や負担の解消を図り、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりに向けた様々な方策が求められます。

基本目標2 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

本市では、妊産婦の健康管理や子どもの健やかな成長発達を支援するため、母子保健サービスのほか、食育の推進、小児医療体制の充実に取り組んできました。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化を図るため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から産後間もない時期の相談支援の充実に取り組むとともに、地域子育て支援拠点の充実、子育ての情報提供・相談窓口「にじいろ」の開設など、子育て期の相談支援の充実に取り組んでいます。

保育ニーズが多様化していく中、平成28年4月には国基準の待機児童が発生しました。本市では、保育施設の整備推進や保育士確保の取組みにより、保育の定員確保に努め、待機児童の解消を図っています。幼児教育・保育の無償化など、今なお高まる保育需要に対応すべく、引き続き、保育環境の整備には重点的に取り組んでいく必要があります。

今後も子どもを安心して生み育てることができるよう、保護者を含む子育て家庭に寄り添った相談体制の充実をはじめ、子育て支援、母子保健、経済的支援の充実を図るとともに、結婚支援施策や定住促進の取組みを進め、結婚から妊娠、出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

共働き家庭が増え、子育てをしながら男女がともに支え合って生活できるように、家庭と仕事を両立できる職場環境づくり、地域社会づくりが望まれます。

子育て家庭のための労働環境整備については、自治体レベルでは企業や事業所への働きかけや協力要請といった、間接的なアプローチが中心となりますが、国において働き方改革が掲げられ、本市としても男女共同参画の推進とともに、市民各々のワーク・ライフ・バランスが保てるように、さらに啓発していく必要があります。

また、育児休業制度の利用を促進しつつ、産後の職場復帰や仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育サービスや放課後児童対策について一層の充実を図ることが課題となります。

基本目標4 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

子育て家庭が安全に安心して暮らせる居住環境の整備や福祉のまちづくりの推進に向け、交通安全施設、子どもや子ども連れ家族に配慮した公共施設、安全な遊び場などを整備してきました。

また、子どものための交通安全教育、安全な交通環境整備、防犯・防災対策、有害環境対策などを推進し、子どもたちがのびのびと地域で生活できるように、様々な取組みを推進し、安心・安全な暮らしの実現に努めてきました。

そうした中でも昨今、全国的に子どもが巻き込まれる事故が増えており、今後も、防犯・防災対策等の一層の充実に向け、より安心で安全な子ども・子育て環境の再構築が必要です。

基本目標5 子どもの人権を守る環境づくり

子どもの人権が尊重される環境の整備・充実に向けて、池田市人権教育基本方針及び池田市人権教育推進プランに基づき、各学校園において人権教育推進計画や人権教育カリキュラムを作成し、実践するとともに、全学校園で人権教育研究会を組織し、LGBT等の新たな人権課題も含めた教員研修を行うなど、人権教育を推進してきました。

また、子どもが参画できるまちづくりをめざし、こども広報の実施や「少年の主張」による意見表明の機会の充実を図ってきました。

今後は、子どもの人権を守るという観点から、生まれた家庭や地域によって子どもの将来が左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正内容も踏まえ、各分野にまたがる子どもの貧困対策に資する取組みについても、一層推進していく必要があります。

第2節 重点推進施策の取組み状況と課題

第1期計画では、子育て支援・少子化対策を計画的に推進するため、広範な分野で多種多様な事業に取り組んできました。これらの取組みの中で、さらに計画を実効性のあるものとするため、特に重点的に推進すべき10施策を定め推進してきました。それらの取組み状況を以下の基準で評価した結果について、総括及び今後の方向と併せて明記します。

平成30年度実績値と令和元年度見込値を踏まえて令和元年度末目標に対する評価(達成度)

【評価】 A：達成(100%以上) B：ほぼ達成(100%未満～85%以上)
C：やや未達成(85%未満～70%以上) D：未達成(70%未満)

重点施策・1 母子の健康保持・増進

事業	指標	平成30年度 実績	令和元年度 見込値	令和元年度 目標	評価	総括	今後の方向
妊婦健康 診査 (健康増 進課)	延受診者数	8,776人	10,318人	10,318人	B	府内平均に比 べ公費負担額 がやや低い状 況だが、受診率 への大きな影 響はない。延受 診者数の減少 傾向に反して 実人員は増加 傾向にあり、結 果、一人当たり の平均受診回 数が、統計上減 少している。妊 娠中の転出入 等が要因と考 えられるが、検 証が必要。	引き続き、妊 婦の健康管 理に資する よう、妊婦健 康診査の経 済的負担の 軽減に努め る。
	実人員	1,165人	737人	737人			
乳児家庭 全戸訪問 事業 (健康増 進課)	訪問実家庭 数	649世帯	627世帯	627世帯	B	実施率は概ね 9割弱で経過。 里帰りや医療 機関入院によ り訪問できな い場合がある 他、経産婦等 のため、訪問 希望がない場 合もある。	引き続き、全 戸訪問をめ ざし取り組 む。訪問にい たらない家 庭についても 状況の把握 に努める。

重点施策・2

食育の推進

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
食育推進事業 (健康増進課、学校教 育推進課、 幼児保育課)	食育推進 計画作成 (学校)	食育推進計 画に基づく 取組みを検 証	小中学校 9 年間の連携 した食育推 進計画の作 成	小中学校 9 年間の連携 した食育推 進計画の作 成	B	目標年度での 食育推進計画 策定に向け、関 係機関で情報 共有等を行い、 準備に取り組 んだ。	食育推進計 画に基づき、 ライフステ ージごとの 取組みを推 進する。
	食育推進 計画作成 (全体)	食育推進計 画作成に向 け予算確 保、具体的 準備	食育推進計 画策定 健康増進計 画と一体的 に策定予定	妊婦・0～5 歳・6～15 歳の一貫し た食育推進 計画の作成			

重点施策・3

地域における子育て支援サービスの推進

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
地域子育て 支援拠点事 業 (子育て支 援課)	地域子育て 支援拠点事 業	地域子育て 支援拠点事 業(一般型) 4か所	地域子育て 支援拠点事 業(一般型) 4か所	地域子育て 支援拠点事 業(一般型) 4か所	A	子育て親子が気 軽にかつ自由 に利用できる交 流の場を設け、 子育て親子間 の交流を深め る取組み等 を実施する ことができた。	子育て親子間 の交流を深め る取組みを実 施するととも に、利便性の 向上に努め、 利用促進を図 る。

重点施策・4

多様なニーズに応える保育サービスの推進

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
保育所入所 事業 (幼児保育 課)	保 育 所 数 (定員)	公立5施設 (450人) 私立10施設 (669人) 認定こども 園5施設 (486人) 小規模保育 2施設 (35人)	公立2施設 (120人) 公立認定こ ども園2施設 (286人) 私立11施設 (779人) 私立認定こ ども園7施設 (501人) 小規模保育 2施設 (54人)	公立2施設・ 公立認定こ ども園2施設 (340人) 私立11施設 (692人) 私立認定こ ども園7施設 (678人) 小規模保育 2施設 (35人)	A	子ども・子育て 支援新制度へ の移行による 保育需要の増 大により想定 をはるかに超 える申込者が 発生した平成 28年度を除 き、各年度当 初時点におけ る待機児童数 はゼロを達成 。	引き続き年度 当初における 待機児童数ゼ ロを継続的に 達成すべく、 ニーズを捉え た施設整備等 を実施してい く。
		児童数 就学前児(人)	$\frac{1,694}{4,995}$	$\frac{1,813}{4,904}$			
	入所率	33.9%	36.97%	36.4%			

重点施策・5

子育て支援ネットワークの充実

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
中学校区推進会議 (子育て支援課)	5中学校区年3回以上の開催	5中学校区での特色ある推進会議の開催	5中学校区での特色ある推進会議の開催	5中学校区での特色ある推進会議の開催	A	中学校区推進会議が主体となり、子育て中の親子を対象とするイベントの開催や中学校区の子育てミニ情報誌の作成等により、地域の子育て支援のネットワークの連携力を高めることができた。	5中学校区での特色ある推進会議を開催し、地域の子育て力を高めるような取り組みをめざす。
	4機関以上の構成	地域の子育て力を高めるような取り組みをめざす。(地域が主体となる会議)	地域の子育て力を高めるような取り組みをめざす。(地域が主体となる会議)	地域の子育て力を高めるような取り組みをめざす。(地域が主体となる会議)			

重点施策・6

学校教育・就学前教育の充実

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
小中一貫教育推進事業 (教育政策課)	研究モデル校区の設置	義務教育学校を含む全学園(5学園)にて小中一貫教育本格実施継続	義務教育学校を含む全学園(5学園)にて小中一貫教育本格実施継続	いけだ学カリキュラムの完成	B	小学校と中学校の教師の壁が無くなったことが最大の成果である。学園内の子どもたちの交流も盛んになってきている。義務教育学校の「ほそごう学園」が誕生した。いけだ学カリキュラムの基盤が作成できた。	継続的に小中一貫教育に取り組む中で一定の形が出来てきたため、これからは、各学園の特色ある取り組みを重点的に進めていく。
「教育のまち池田」総合企画推進事業 (教育政策課)	総合企画推進会議開催	3回 (総合企画推進会議と名称を戻す)	3回	3回	B	小中一貫教育や科学・英語教育〈外国語活動〉、学習環境の充実、ICT教育、幼児教育について協議し、今後の池田の教育施策推進のための貴重な意見を得た。	教育施策について検討し推進していくため、「総合企画推進会議」の実施時期や内容を精査する必要がある。
	教育フォーラム開催	1回	1回	1回			

重点施策・7

思春期健康教育・保健対策の推進

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
保健体育・家庭科教育の充実 (学校教育推進課、健康増進課)	指導の充実	学習指導要領の改訂をもとに9年間のカリキュラム研究の推進。	学習指導要領の改訂を踏まえた9年間のカリキュラム研究・編成。	学習指導要領の改訂を踏まえた9年間のカリキュラム研究・編成。	B	学習指導要領の改訂をもとに研究を推進し、カリキュラムの編成を進めた。	9年間のカリキュラムを編成し、指導の充実を図る。

重点施策・8

障がいのある子どもの自立と社会参加

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
発達支援システム推進事業 (発達支援課)	発達支援システム検討委員会(療育相談システム会議)	1回	2回	3回	B	「いけだつながりシート Ikeda_s(イケダス)/e-Ikeda_s」の活用の推進、発達支援システム検討委員会の開催、職員対象の研修会や市民対象の講演会の実施により、発達支援システムの充実に寄与できた。	「いけだつながりシート Ikeda_s(イケダス)/e-Ikeda_s」の周知・活用を促進し、また発達支援に関して関係機関との連携体制を構築し、池田市の発達支援システムの更なる充実を図る。
	研修等	9回	7回	7回			
障がい者機能訓練 〔保健福祉総合センター、児童発達支援センター〕 (障がい福祉課)	実人数	51人	52人	50人	A	利用者に対して必要な訓練を実施することにより、心身機能の維持回復が図ることができた。	在宅障がい者への福祉サービスの一環として今後も継続する。
	延べ人数	677人	720人	700人			
	実施回数	396回	430回	250回			

重点施策・9

要保護及び要支援児童と家庭への支援の充実

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
養育支援訪問事業 (子育て支援課、健康増進課)	訪問実家庭数	46件	35件	35件	B	養育支援が必要でも、訪問希望がない場合や、日中児童と養育者が不在の場合もあり、実績のみで事業評価は難しい。養育支援が必要な家庭は増加傾向にある。	関係機関と連携し必要な家庭を把握し、専門職による相談による相談支援及びヘルパー派遣による家事援助を行い、早期に適切な養育支援を行う。
	訪問延件数	160件	115件	115件			
児童家庭相談事業(子育て支援課) H27~NEW	児童家庭相談における連携及び支援体制の充実	子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会の支援体制を強化した。	要保護児童対策地域協議会における連携の強化を図る。	要保護児童対策地域協議会における連携及び支援体制の強化を図る。	A	子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会における支援体制の強化を実現。関係機関との連携を図り、児童虐待等を含む児童家庭相談対応を行い、適切な支援ができた。	年々増加する児童虐待等を含む児童家庭相談に迅速に対応できる体制の定着化。要保護児童対策地域協議会における更なる連携及び支援体制の充実をめざす。
児童虐待発生予防事業 (子育て支援課) H27~NEW	児童虐待発生予防における支援の充実	未受診ケースの調査や啓発活動及び支援プログラム継続実施のための講師の確保を行った。	児童虐待発生予防の取組みを継続実施し早期対応の定着化を図る。	児童虐待発生予防の取組みを継続実施し早期対応の定着化を図る。	A	未受診や居所不明児童調査、オレンジリボン運動等における啓発活動、支援プログラムの実施等、児童虐待発生予防の取組みを継続実施し、早期対応の定着化が図れた。	関係機関からの情報提供や全国的な居所不明児童の調査を行い、早期発見、早期支援を実施。オレンジリボン運動や関係機関への啓発活動や支援プログラムの継続実施を行い、未然防止を行う。

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
虐待相談 (子育て支援課、大阪府池田子ども家庭センター) H27~NEW	虐待相談(児童相談)における連携と支援の充実	関係機関と連携を深め、支援の円滑な協働体制を推進した。	関係機関と連携強化し、虐待相談(児童相談)における支援の充実を図る。	関係機関と連携強化し、虐待相談(児童相談)における支援の充実を図る。	A	児童虐待の通告及び相談受理対応や支援について、関係機関との連携を図り、子どもの安全を第一に考え、子どもと家庭の支援を丁寧に行えた。	児童虐待通告や相談の受理対応及び支援について、引き続き、関係機関との連携を図り、子どもの安全、安心を第一に考え、子どもと家庭に対して丁寧な支援を行う。

重点施策・10

不登校児童・生徒等の自立支援の充実

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
いじめ・不登校問題対策事業 (教育センター)	サポーター人数	14人	13人	10人	A	いじめ・不登校問題を中心に、課題のある児童生徒への関わりを持つことで、別室や教室に登校することができるようになってきている。	問題行動の背景が多様化する中で、教師とは異なる立場である支援員の存在の意義は大きい。教員と支援員が連携を深めることで、課題改善を図る。
	活動回数	1,342回	1,300回	800回			
教育相談 (教育センター)	相談件数	3,197件	3,500件	2,900件	B	教育相談の内容は複雑かつ多様化し、件数も増加傾向にある。受理終了会議については教育相談員及び適応指導教員の業務を鑑みつつ日程を調整している。目標回数より開催回数は少ないものの、情報共有を密にし、対応策を検討することができた。	教育相談内容は多岐にわたり、これまで以上に相談員の資質向上および柔軟に対応できるスキルを持った人材の確保を行う。
	受理終了会議	28回	33回	35回			

事業	指標	平成30年度実績	令和元年度見込値	令和元年度目標	評価	総括	今後の方向
NPO 連携教育相談 (教育センター)	支援件数	4,981件	4,500件	3,800件	A	学校とは違った形での相談が可能であり、不登校児童・生徒が学校復帰を果たすための居場所として有効な機能を果たしている。	「スマイルファクトリー」と在籍校及び教育センター、その他関係機関との連携を進める。
スクールカウンセラー活用事業 (教育センター)	相談回数	中学校 1,850回	中学校 2,500回	中学校 2,500回	A	相談回数は減少しているが、スクールカウンセラーによるコンサルテーションや、ケース会議への参加など、相談にとどまらず、教職員との連携が図られている。	スクールカウンセラーの担う役割が相談だけにとどまらず、課題解決に向けたケース会議や、コンサルテーションを行うなど、専門性を活かした活用の充実を図る。
		小学校 2,163回	小学校 2,500回	小学校 1,500回			
適応指導 (教育センター)	開所日数	141日	150日	152日	B	開所日数・在籍数ともに若干減少傾向ではあったものの、教育相談とも連携したスクーリングが可能であり、不登校児童・生徒が学校復帰を果たすための居場所として、有効な機能を果たしている。	細やかな支援のため、学校や教育相談とも緊密に連携を進め、児童生徒の自己有能感の向上や対人スキル獲得を促す教材・プログラムの開発を行う。
	在籍数	10人	11人	10人			

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

第1期計画においては、平成17年度に策定した「次世代育成支援行動計画」の基本理念『子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ』を継承しました。第2期計画においても、前計画からの連続性と整合性を保つため、以下のとおり基本理念を定めます。

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ

- 子どもの最善の利益を尊重します。
- とともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
- 地域・社会の輪の中で次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守ります。
- 子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
- 子育てと仕事が両立できる社会を考えます。

第2節 基本目標

基本理念のもと、次世代育成支援対策推進法や子ども子育て支援法の趣旨、基本指針等を踏まえ、第1期計画に掲げた5つの基本目標の実現に向けた取組みを継続して推進していきます。

基本目標

- ① 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- ② 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
- ③ 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり
- ④ 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
- ⑤ 子どもの人権を守る環境づくり

第3節 施策の体系

基本目標		施策	施策項目
I	子育て・親育ちを応援する環境づくり	1 次代の親を育む環境の整備・充実	(1) 市民の子育てに対する関心の醸成 (2) 子育て意識・親意識の育成
		2 子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実	(1) 学校教育・就学前教育の充実 (2) 思春期健康教育・保健対策の推進 (3) 多様な体験活動の充実 (4) 子どもの遊び・学びの環境の整備
		3 支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実	(1) ひとり親家庭の自立促進 (2) 障がいのある子どもの自立と社会参加 (3) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実 (4) 不登校児童生徒等の自立支援・相談体制の充実
II	子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり	1 地域の子育て環境の整備・充実	(1) 地域における子育て支援の推進 (2) 多様なニーズに応える保育サービスの推進 (3) 放課後児童対策の充実 (4) 子育て支援ネットワークの充実
		2 母子の健康を切れ目なく支える環境の整備・充実	(1) 母子の健康保持・増進 (2) 食育の推進 (3) 小児保健医療体制の充実
		3 少子化対策の推進	(1) 子育ての経済的負担の軽減 (2) 結婚の希望を叶える環境整備
III	仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	1 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実	(1) 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ (2) 多様な就労形態への働きかけ
		2 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進 (2) 男女共同参画に関する啓発の推進
		3 子育てと仕事が両立できる保育環境の整備・充実	(1) 多様なニーズに応える保育サービスの推進【再掲】 (2) 放課後児童対策の充実【再掲】
IV	子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり	1 子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実	(1) 居住環境の整備・充実 (2) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
		2 子どもが安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実	(1) 子どもにとって安全な交通対策の推進 (2) 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進 (3) 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進
V	子どもの人権を守る環境づくり	1 子どもの人権が尊重される環境の整備・充実	(1) 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実【再掲】 (2) 人権教育の推進 (3) 子どもが参画できるまちづくりの推進
		2 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援

第4節 重点的な取組み

これまでの計画での目標、平成30年度に実施したニーズ調査結果等を踏まえ、下記の4つの施策について、重点的に取り組むこととします。

重点施策

- ①妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実
- ②高まる保育需要への対応
- ③きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援
- ④学校教育、就学前教育の充実

① 妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。
- 助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）をはじめ、産前・産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産支援事業により、妊婦や産後まもない時期の母子とその家庭の相談支援の充実に努めます。
- 妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対して、子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、切れ目のない当事者目線の寄り添う支援に努めます。
- 地域子育て支援拠点（つどいの広場）の充実を図ります。

重点事業

事業名
1 乳児家庭全戸訪問事業
2 妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート、産後ケア）
3 利用者支援事業（母子保健型）、子育て世代包括支援センター
4 地域子育て支援拠点事業

② 高まる保育需要への対応

- 幼児教育・保育の無償化など高まる保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう、保育施設の整備、定員枠の拡大や保育士確保に取り組めます。
- 保育コンシェルジュの活用による保育に関する相談対応・案内に加え、専門知識のある職員が施設の巡回支援指導を行い、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図ります。
- 就学児童の保育の充実に向け、留守家庭児童会の取組みを拡充します。

重点事業

事業名
1 保育所等の利用調整及び量の確保
2 保育士確保事業
3 保育コンシェルジュの拡充
4 巡回支援指導員の配置
5 留守家庭児童会運営事業

③ きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援

- ノーマライゼーションの理念を基本に、障がい（児）・者の生涯にわたる一貫した地域での処遇体制を構築するため、関係機関との連携を図り、相談システムの充実に努めます。
- 子ども家庭総合支援拠点において児童虐待など子どもと家庭に関する相談を行うとともに、関連機関との連携を図り、子どもと家庭の支援を行います。
- いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童生徒及びその保護者・家庭を支援するため、市立学校へ「スクールアシストメイト」を派遣し、校内における児童生徒支援の推進を図ります。
- 市立学校に、児童生徒の臨床心理に関して専門的知識と経験を有するスクールカウンセラーや、児童生徒の取り巻く環境と子どもとの関係を捉えた上で環境改善を図るスクールソーシャルワーカーを配置します。校内における支援体制の充実により、様々な教育・環境課題に対する児童生徒のケアや保護者の不安解消に努めます。

重点事業

事業名

- 1 児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点
- 2 発達支援システム推進事業（障がい児支援）
- 3 いじめ・不登校等トータルサポート事業
- 4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

④ 学校教育、就学前教育の充実

- 義務教育9年間を連続した期間と捉えた教育課程を編成し、継続的な指導体制及び教育環境を整備します。
- 様々な教育課題に対し、学識者を含めた「総合企画推進会議」を開催し、「教育のまち池田」にふさわしい今後の教育改革の方向性を検討します。
- 幼児教育サポートチームの取組みにより、公私立を問わず乳幼児保育・教育の充実に努めます。

重点事業

事業名

- 1 「教育のまち池田」総合企画推進事業
- 2 小中一貫教育推進事業
- 3 幼児教育サポート事業

重点施策の体系

施策名		事業名	
①	妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実 (母子保健、相談支援の充実等)	1	乳児家庭全戸訪問事業
		2	妊娠・出産支援事業(産前・産後サポート、産後ケア)
		3	利用者支援事業(母子保健型)、子育て世代包括支援センター
		4	地域子育て支援拠点事業
②	高まる保育需要への対応 (幼児教育・保育の無償化対応、留守家庭児童会の充実)	1	保育所等の利用調整及び量の確保
		2	保育士確保事業
		3	保育コンシェルジュの拡充
		4	巡回支援指導員の配置
		5	留守家庭児童会運営事業
	きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援 (虐待、発達支援、いじめ・不登校)	1	児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点
		2	発達支援システム推進事業(障がい児支援)
		3	いじめ・不登校等トータルサポート事業
		4	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
④	学校教育、就学前教育の充実	1	「教育のまち池田」総合企画推進事業
		2	小中一貫教育推進事業
		3	幼児教育サポート事業

第5章 次世代育成支援施策の展開

第1節 【基本目標1】子育て・親育ちを応援する環境づくり

子育てに関する市民の関心を高め、家庭・地域・社会における子育て支援を推進します。子どもの自主性や自己肯定感を育み、次代の親育ちの基礎づくりを進めるため、学校教育、就学前教育の充実を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・推進を行います。

虐待の早期発見・早期対応及び発生予防の取組みを充実させるとともに、支援や配慮を要する子どもや子どものいる家庭に必要な支援が行き渡るように体制の充実を図ります。

1. 次代の親を育む環境の整備・充実

子育てについて第一義的責任を持つ保護者はもちろん、地域のステークホルダー（関与者）が「子育て」と「親育ち」を支え、保護者が抱く子育ての不安や負担感、孤立感の軽減につながるよう、地域社会全体で子育てを支援する風土の醸成に努めます。

また、親意識を高め、親子の絆を深める機会の充実を図るとともに、子どもたちが次代の親となる将来イメージが持てるよう、多世代との交流機会の充実を図ります。

2. 子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実

就学前教育・保育施設が特色を生かし個性ある就学前教育を進めるとともに、小学校との連携・交流を図りながら、乳幼児期から就学期まで円滑な接続ができる環境づくりを推進します。

子どもが「生きる力」を育み、次代につながる「親育ち」に向けて、個性や創造性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、学校・地域・家庭が連携・協力し、教育力の向上を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境を整備・推進します。

3. 支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

子どもたちの心身の健やかな成長に向け、支援や配慮が必要な子ども及びその家庭に対して、適切な支援を行います。

ひとり親家庭が安心して子育てができる生活環境や経済的基盤を確立するため、就労や自立に向けた支援の充実を図ります。

障がいがあるなど発達過程で支援が必要な子どもが、成長後も社会の一員として主体性を発揮し、生きがいを持って生活できるように、保健、福祉、医療、教育、労働等の各分野が一体となり、支援体制の充実を図ります。

児童虐待への対応については、大阪府や関係機関との連携を一層深め、虐待防止及び早期発見と迅速な対応を図り、子どもの人権を守る取組みを強化します。

いじめや不登校など課題を抱える児童生徒に向けて、専門知識を有するスクールカウンセラーなどの活用によるサポートや相談支援の充実など、きめ細やかな支援に努めます。

第2節【基本目標2】子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

核家族化や地域のつながりの希薄化による妊娠期から子育て期の不安や孤立感を解消できるように、母子保健の充実や子育てに係る相談・支援機能の充実を図ります。

とりわけ、地域での子育て支援では、地域子育て支援拠点の充実のほか、多様な保育ニーズに応じた保育サービスを提供するとともに、放課後児童対策の充実を図ります。また、家庭・地域・社会のつながりの中で子どもたちが育っていけるように、子育て支援ネットワークの充実をめざします。

さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減や結婚の希望を叶える環境を整備し、少子化対策を推進します。

1. 地域の子育て環境の整備・充実

核家族化や地域のつながりの希薄化による子育ての不安や孤立感を解消できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等を行う「利用者支援事業」、子育て中の親子が気軽に集い相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる「地域子育て支援拠点事業」など、地域における子育て支援や相談機能の充実に努めます。

保護者の就労形態の多様化にともなう保育ニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの充実、保育の量の確保、保育の質の向上を図るとともに、放課後児童対策の充実を図ります。

地域の子育てに関わるボランティア団体や子育てサークルの活動支援や育成を図り、子育て支援のネットワークの充実に努めます。

2. 母子の健康を切れ目なく支える環境の整備・充実

母子の健康保持・増進を図るため、母子の疾病予防や早期発見等の取組みの充実に努めるとともに、妊娠期からの切れ目のない支援として、妊娠期・産後の相談支援の充実を図り、妊産婦の育児不安の軽減や孤立感の解消に努めます。また、乳幼児期から正しい食習慣を身につけることをめざし、成長段階に応じた食育の取組みを推進します。

3. 少子化対策の推進

子どもを生むことや子育てに対する負担を感じさせる要因のひとつとして経済的負担があげられることから、医療費や教育費等の負担軽減、各種手当等の諸制度の普及促進により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。加えて、晩婚化や未婚化が進んでいることから、人口減少社会を見据えた結婚の希望を叶える環境整備により、少子化対策を推進します。

第3節 【基本目標3】仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、企業・事業所に対して、子育て期の多様で柔軟な就労形態や家庭生活と均衡のとれた働き方等についての啓発を行います。

多様な就労の状況に応じた保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育てと仕事の両立を推進するための取組みを充実し、市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

1. 子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

国・府や関係機関と連携し、企業や事業者に対し、就労者が家庭生活と仕事を両立しながら十分に能力を発揮して働くことができる就労環境づくり、子育て家庭にやさしいフレキシブルな就業形態の導入などについて働きかけを行い、子育てに対する理解や協力を求める啓発を推進します。

2. 仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けて、理念の周知や性別役割分担意識の解消等の啓発に努めるとともに、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。

3. 子育てと仕事が両立できる保育環境の整備・充実

保護者の就労形態の多様化にともなう保育ニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの充実、保育の量の確保、保育の質の向上を図るとともに、放課後児童対策の充実を図ります。〔再掲〕

第4節 【基本目標4】子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

本市の子どもたちがのびのび育っていけるように、安全・安心な環境づくりに向け、関係機関や地域と連携して、子どもを事故、犯罪の被害や災害から未然に守る活動を推進します。

子どもの安全確保に努めるとともに、子育て家庭の安心確保に向け、居住環境支援やバリアフリー化など、子ども・子育て家庭に配慮したまちづくりを推進し、生活環境の整備・充実を図ります。

1. 子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実

子育て家庭が安心して生活できるよう、快適で安全な住環境づくりに努めるとともに、道路や歩道、公共施設等のバリアフリー化に加え、子どもや子ども連れに配慮した公共施設の整備促進など、ユニバーサルデザインの視点に立ち、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

2. 子どもが安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

子どもを含むすべての市民にとって安全・安心に過ごせる地域環境の整備・充実に向け、警察や関係機関、地域と連携した防犯活動を推進するとともに、地震や風水害などの防災対策を推進します。

教育面においても、子どもへの防犯・防火、防災教育の推進により意識の向上を図ることに加え、交通安全に関しては、子どもと保護者の事故防止及び交通安全意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及など、子どもを取り巻く環境が恒常的に変化しており、有害環境の是正に向けた対策を推進します。

第5節 【基本目標5】子どもの人権を守る環境づくり

虐待の早期発見・早期対応及び発生予防を充実させるとともに、支援や配慮を要する子どもや子どものいる家庭に必要な支援が行き渡るように体制の充実を図ります。〔再掲〕

池田市人権教育基本方針に則って、子どもの主体的な思考力、判断力を養い、豊かな人権感覚を持って行動する人間として成長していくことをめざした人権教育を推進します。

社会の変化とともに、人権問題も多様化・複合化する中で、様々な文化、習慣、価値観等が尊重され、子どもの権利が等しく守られる環境の整備・充実に努めます。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、次代を担う人材育成策として子どもの貧困問題対策を推進していきます。

1. 子どもの人権が尊重される環境の整備・充実

児童虐待への対応については、大阪府や関係機関との連携を一層深め、虐待防止及び早期発見と迅速な対応を図り、子どもの人権を守る取組みを強化します。〔再掲〕

また、「池田市人権基本方針」等に基づく人権教育を推進するとともに、「人権」についての市民の理解を高めるよう啓発を行うなど、子どもや子育て家庭が置かれた立場や生活状況等に関係なく、等しく権利が守られ、子どもの健全な成長が促されるよう、人権が尊重される環境の整備・充実に努めます。

2. 子どもの貧困対策の推進

相対的に貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年6月には同法が改正され、市町村に子どもの貧困対策を推進する計画の策定が努力義務化され、同年11月には新たな大綱が策定されました。

本市ではこれまで次世代育成支援や子ども・子育て支援に関する施策の推進の一環として、学習支援やひとり親家庭の自立支援、経済的支援のほか、子どもの居場所に係るこども食堂への支援を行うなど、子どもの貧困対策にも資する取組みを実施してきました。

本項は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画として位置づけ、国の大綱や大阪府の計画を踏まえ、今後もこれまでの子育て支援関連施策をベースに、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要度の高い子どもに必要な支援が届くよう子どもの貧困対策の取組みを推進します。

(1) 子どもの貧困対策に関する基本的な考え方

子どもの貧困対策は、国の定める大綱のとおり、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来を担う人材育成策として取り組んでいく必要があります。

対策を進めるにあたっては、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、適切に支援につないでいくため、母子保健サービスや保育施設、学校における地域での子育て支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援につなげていくことが求められています。

(2) 国・府の動向

① 国の動き

令和元年6月の法改正では、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、新たな大綱では、「～日本の将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」を掲げ、子どもの貧困対策の目的として、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざすこと、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することをあげています。

■ 大綱の目的・基本的方針等

目的	<ul style="list-style-type: none">● 現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざす● 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施
基本的方針	<ul style="list-style-type: none">① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ⇒ 子どものライフステージに応じて早期の課題把握② 支援が届かないまたは届きにくい子ども・家庭への配慮 ⇒ 声を上げられない子どもや家庭の早期発見と支援の多用化③ 地方公共団体による取組みの充実 ⇒ 計画策定や取組みの充実、市町村等が保有する情報の活用促進

■ 重点施策

施策分野	重点施策
教育の支援	<ul style="list-style-type: none">● 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上● 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築● 高等学校等における修学継続のための支援● 大学等進学に対する教育機会の提供● 特に配慮を要する子どもへの支援● 教育費負担の軽減● 地域における学習支援等● その他の教育支援

施策分野	重点施策
生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 ●保護者の生活支援 ●子どもの生活支援 ●子どもの就労支援 ●住宅に関する支援 ●児童養護施設退所者等に関する支援 ●支援体制の強化
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●職業生活の安定と向上のための支援 ●ひとり親に対する就労支援 ●ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ●養育費の確保の推進 ●教育費負担の軽減

②大阪府の動き

大阪府では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画について、「大阪府子ども総合計画」における事業計画の一つとして「第二次大阪府子どもの貧困対策計画」（令和2年度～令和6年度）の策定が進められています。すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、以下の方向性や具体的取組みが示されています。

■方向性とポイント

- 1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども（保護者）を支援につなぐスキーム
- 2) 子どもの居場所づくりへの支援
- 3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成・子ども輝く未来基金の活用
- 4) 市町村との連携強化・地域の実情把握
- 5) 関連施策との一体的な推進

■具体的取組み

- 1) 困窮している世帯を経済的に支援します（就労支援を含む）
- 2) 学びを支える環境づくりを支援します
- 3) 子どもたちが孤立しないように支援します
- 4) 保護者が孤立しないように支援します
- 5) 安心して子育てできる環境を整備します
- 6) 健康づくりを支援します
- 7) オール大阪での取組み

第6章 子ども・子育て支援事業

第1節 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。また、提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

2. 本市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市は地理的・距離的に東西の区域が狭い（市域東西距離 3.8 km、主要駅間距離 2.4 km）ことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を除く各事業で市全域を提供区域とします。

なお、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、現状、各小学校で開設しており、主な利用者である低学年の児童が一人で移動可能な範囲を区域設定とする必要があるため、小学校区単位を設定します。

<教育・保育提供区域>

市全域

<地域子ども・子育て支援事業の提供区域>

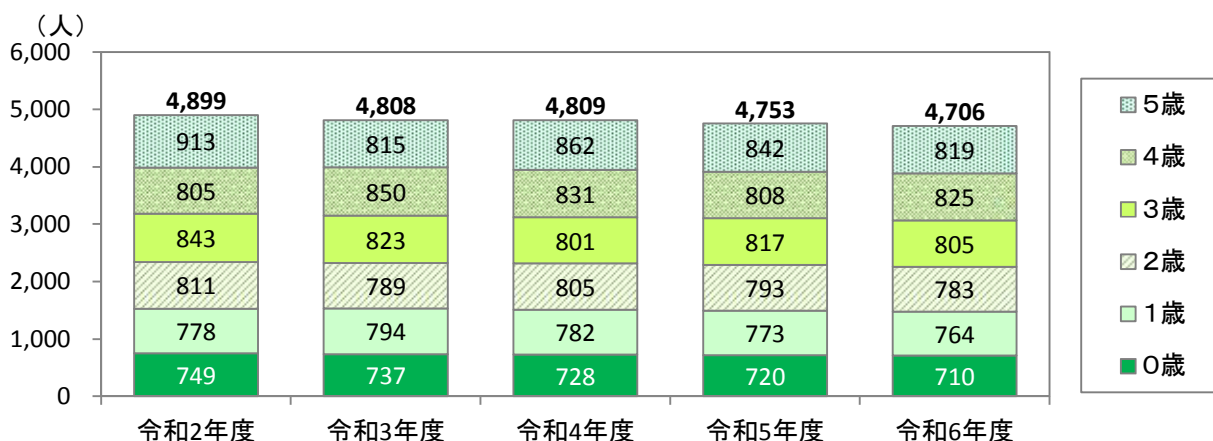
事業	提供区域
利用者支援事業（基本型，特定型，母子保健型）	市全域
地域子育て支援拠点事業	市全域
妊婦健康診査	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	市全域
養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
一時預かり事業	市全域
時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
病児・病後児保育事業	市全域
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	10小学校区

第2節 児童人口の推計

1. 就学前児童の人口推計

池田市の就学前児童の将来人口については、減少傾向が見込まれています。年齢が下がるにつれて、人口が少ない傾向がみられます。

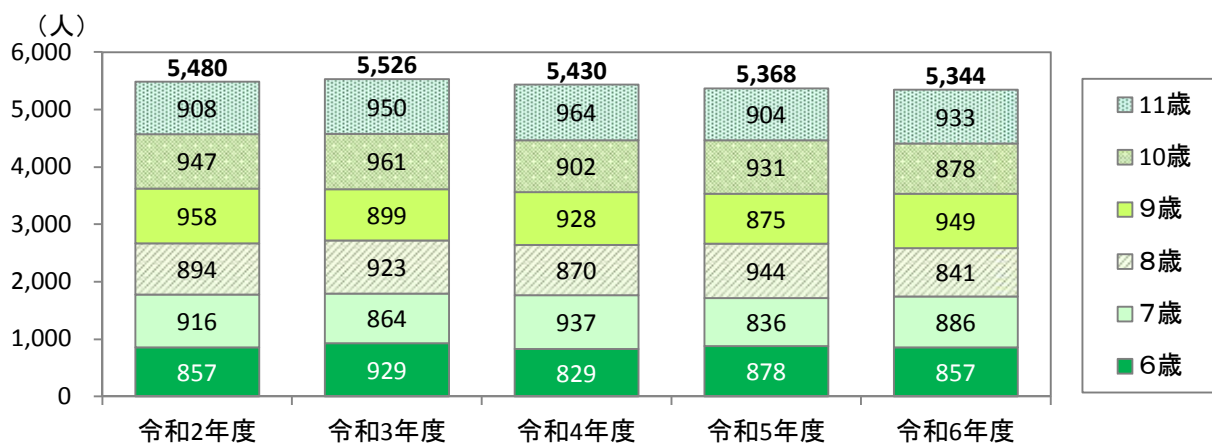
図表 年齢別・就学前児童数の推計



2. 就学児童の人口推計

池田市の就学児童の将来人口については、減少傾向が見込まれています。就学前児童の人口推計と併せてみると、令和2年度時点の5歳児人口については913人が、令和3年度の6歳児人口では929人となり、年々増えていくというように、学齢によっては増加傾向が予測されます。

図表 年齢別・就学児童数の推計



第3節 幼児期の教育・保育の見込み量及び確保の方策

1. 教育・保育給付事業について

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

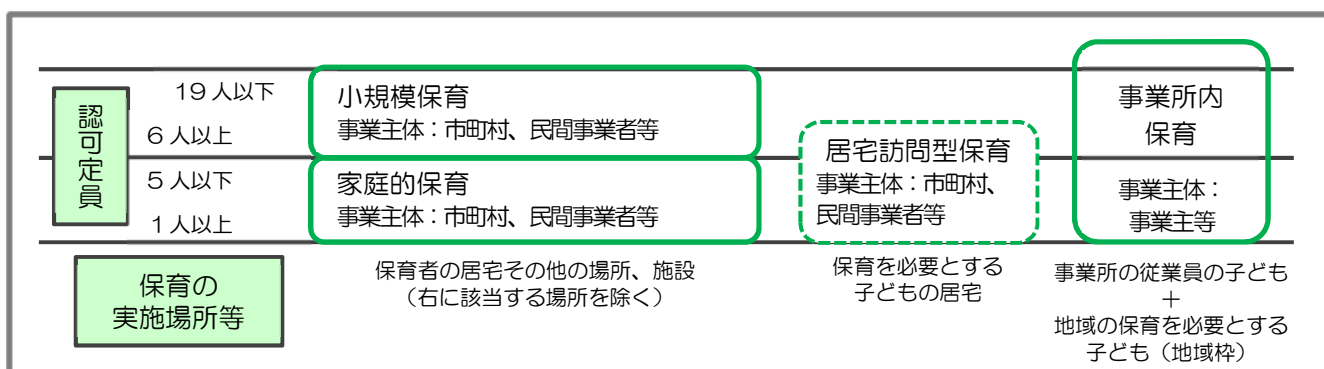
①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケースもあります。

②地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類です。



2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

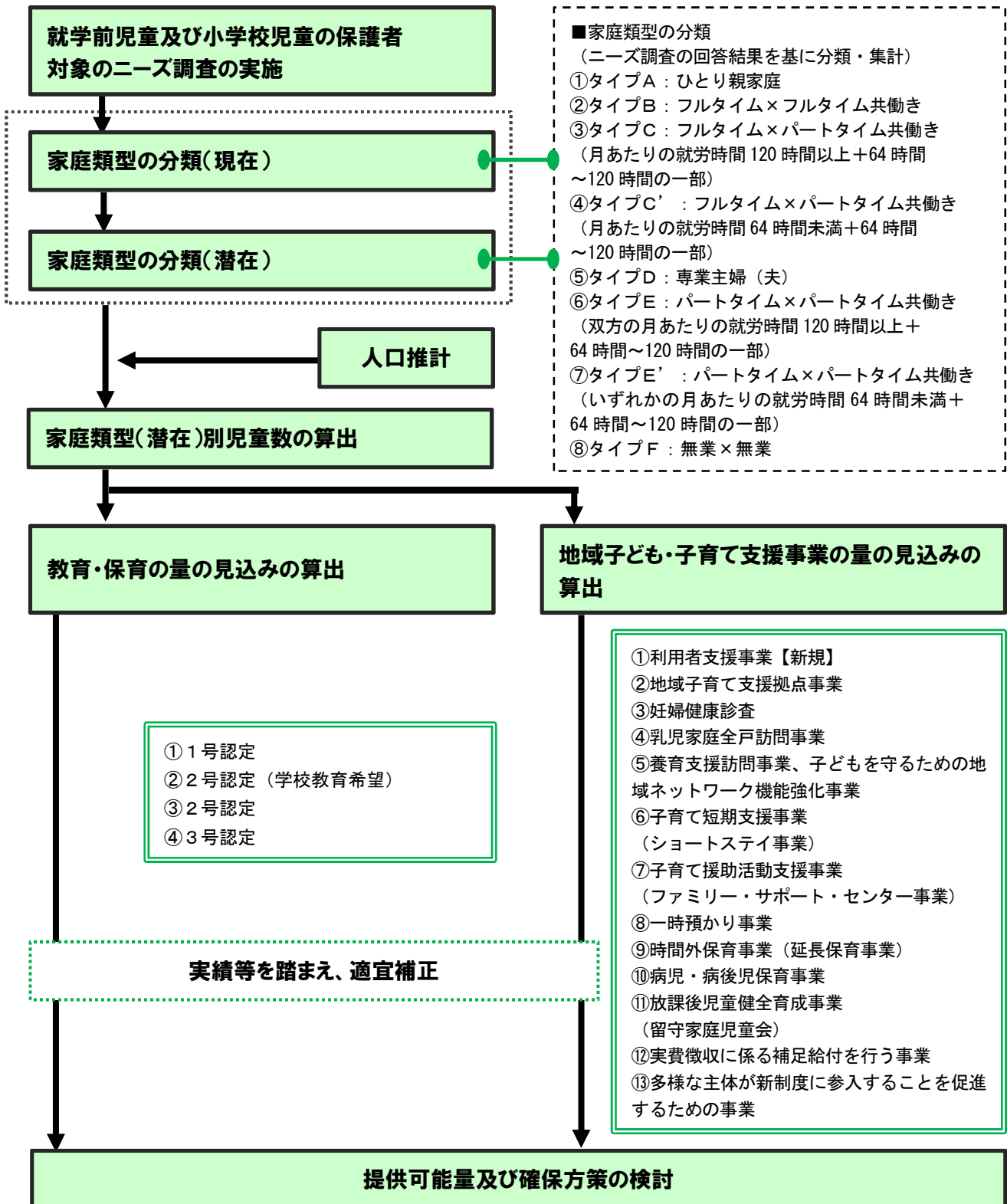
認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

3. 量の見込み設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童および小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査（池田市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査）の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の保育サービスの利用実績等を勘案しながら、一部補正を行いました。

<量の見込み算出の流れ>



4. 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）は、子育て安心プランに基づく女性就業率の増加への対応を図るとともに、過去の実績の伸び等を踏まえて算出しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 幼稚園、認定こども園（1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が高い利用者）

<事業内容>

- 保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（通常の就園時間を超えて、利用希望がある児童を含む）
- 3～5歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (人) (必要利用定員総数)	1号認定	1,412	1,244	1,132	1,085	1,037	1,012
	2号認定 (教育ニーズが高い)		165	162	161	160	158
	計	1,412	1,409	1,294	1,246	1,197	1,170
② 確保の内容 (定員・人)	幼稚園 (特定教育・保育施設)	644	425	90	90	90	90
	確認を受けない幼稚園	695	485	485	485	485	485
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	623	954	1,061	1,070	1,070	1,070
	計	1,962	1,864	1,636	1,645	1,645	1,645
差②－①		550	455	342	399	448	475

<量の確保方策>

- ニーズ量に対して受入体制は確保されています。
- 2号認定のうち、教育ニーズの高い方のニーズに対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により、受入体制は確保されています。

【令和2年度】

- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 幼保連携型認定こども園の定員変更を行います。

【令和3年度以降】

- 幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行します。
- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 認定こども園の定員変更を行います。

(2) 保育所、認定こども園（前記以外の2号認定）

<事業内容>

- 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
- 3～5歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	938	1,121	1,194	1,248	1,270	1,279	
②確保の内容 （定員・人）	認定こども園 （特定教育・保育施設）	355	567	700	778	778	819
	保育所 （特定教育・保育施設）	541	474	434	380	380	460
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	15	0	0	0	0
	計	896	1,056	1,134	1,158	1,158	1,279
差②－①	▲42	▲65	▲60	▲90	▲112	0	

<量の確保方策>

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

【令和2年度】

- 小規模保育事業が認可保育所に移行します。
- 幼稚園において待機児童を対象とする一時預かり事業を実施します。
- 保育所、幼保連携型認定こども園の定員の変更を行います。

【令和3年度以降】

- 幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行します。
- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 保育所、認定こども園の定員の変更を行います。
- 既存幼稚園の認定こども園化の意向を踏まえた上で、保育所、認定こども園の整備等を行います。

(3) 保育所、認定こども園、小規模保育所等（3号認定）

<事業内容>

- 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
- 0～2歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
0 歳 児	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	145	131	136	140	138	136	
	② 確 保 の 内 容 (定 員 ・ 人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)	57	81	81	93	93	93
		保育所 (特定教育・保育施設)	103	82	82	72	72	72
		地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
		認可外保育施設	10	10	10	10	10	10
		計	176	179	179	181	181	181
	差②-①	31	48	43	41	43	45	
1 ・ 2 歳 児	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	677	765	789	818	807	798	
	② 確 保 の 内 容 (定 員 ・ 人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)	184	260	260	306	306	346
		保育所 (特定教育・保育施設)	365	331	311	275	275	335
		地域型保育事業	29	29	29	29	29	67
		認可外保育施設	20	50	50	50	50	50
		計	598	670	650	660	660	798
	差②-①	▲79	▲95	▲139	▲158	▲147	0	
計	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	822	896	925	958	945	934	
	② 確 保 の 内 容 (定 員 ・ 人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)	241	341	341	399	399	439
		保育所 (特定教育・保育施設)	468	413	393	347	347	407
		地域型保育事業	35	35	35	35	35	73
		認可外保育施設	30	60	60	60	60	60
		計	774	849	829	841	841	979
	差②-①	▲48	▲47	▲96	▲117	▲104	45	

<量の確保方策>

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

【令和2年度】

- 小規模保育事業が認可保育所に移行します。
- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 待機児童解消を目的とする認可外保育施設を設置します。
- 保育所、幼保連携型認定こども園の定員の変更を行います。

【令和3年度以降】

- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 保育所、認定こども園の定員の変更を行います。
- 既存幼稚園の認定こども園化の意向を踏まえた上で、保育所、認定こども園、小規模保育事業の整備等を行います。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。本事業は、支援法で下記に示す13事業が定められ、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。

- ①利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

<事業内容>

- 子どもやその保護者の身近な場所で、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの

特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するもの

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(か所)	3	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1
②確保の内容(か所)	3	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1

<確保の方策>

- 基本型・特定型・母子保健型の質の向上、連携の強化を図り、子育て家庭のさまざまな相談に対応できるよう必要な人員の確保・専門職員の配置等、体制の整備に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

- 親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、家庭訪問や子育て支援を行う事業。
- 0～2歳対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み(利用延人員)	40,016	46,020	45,666	45,567	44,996	44,426	
②確保の内容	受入可能延人員	40,016	46,020	45,666	45,567	44,996	44,426
	実施か所数	4	4	5	5	5	5
差②-①	0	0	0	0	0	0	

<量の確保方策>

- 現在の事業を継続することで、見込み量を確保します。
- 利便性の向上により利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置、事業のあり方について検討し、計画期間内に実施施設を1か所増やすことをめざします。

(3) 妊婦健康診査

<事業内容>

- 妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図る事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（健診受診延人員）	8,776	10,486	10,318	10,192	10,080	9,940
②確保の内容（健診受診延人員）	8,776	10,486	10,318	10,192	10,080	9,940
差②-①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 国が示す「望ましい基準」の妊婦健康診査が受けられるよう、助成を継続し、経済的負担の軽減を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容>

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（訪問対象児童数）	756	749	737	728	720	710
②確保の内容（訪問対象児童数）	662	749	737	728	720	710
差②-①	▲94	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 出生児すべてを訪問できるよう、出生児連絡票（こんにちは赤ちゃん訪問依頼票）の提出について周知するとともに、総合窓口課と連携し、出生連絡票の回収に努めます。
- 出生連絡票の提出がない場合は、保健師が電話や直接訪問等を行い、出生児のいるすべての家庭への訪問に努めます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク事業強化事業

ア) 養育支援訪問事業

<事業内容>

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問支援者がその居宅を訪問し、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。養育に関する指導、助言等の専門的相談支援は、保健師、保育士等が、育児・家事援助は、ヘルパー等が実施。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（支援対象児童数）	51	65	65	65	65	65
②確保の内容（支援対象児童数）	51	65	65	65	65	65
差②-①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

イ) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

<事業内容>

- 要保護児童対象地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関間の強化を図る取組みを実施する事業。

<整備の方策>

- 要保護児童対策地域協議会の代表者・庁内・実務者・運営会議やタイムリーなケース会議の実施により、関係機関の連携強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

<事業内容>

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保育を行う事業。
- 0～5歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（利用児童数×泊）	0	30	30	30	30	30
②確保の内容（利用児童数×泊）	0	30	30	30	30	30
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 引き続き4施設との委託契約を継続するとともに、近隣の新規施設との契約締結など、量の見込みに対応できるよう受入体制の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業内容>

- 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
就 学 前 児 童	①量の見込み（利用延人員）	1,246	903	903	903	903	903
	②確保の内容（利用延人員）	1,246	903	903	903	903	903
	差②－①	0	0	0	0	0	0
小 学 校 児 童	①量の見込み（利用延人員）	478	531	531	531	531	531
	②確保の内容（利用延人員）	478	531	531	531	531	531
	差②－①	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み（利用延人員）	1,724	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
	②確保の内容（利用延人員）	1,724	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
	差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 提供会員の利便性の向上と受入態勢の拡充のため、事業の周知等により援助会員数の増加を図り、必要な援助活動が行われるよう努めます。

(8) 一時預かり事業

<事業内容>

- 幼稚園在園児を対象にしたもの（幼稚園型）とそれ以外があります。幼稚園型は3～5歳、それ以外は、0～5歳を対象に、理由を問わず一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

ア) 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (利用延人員)	1号認定による利用	60,851	28,879	28,056	28,123	27,819	27,616
	2号認定による利用	18,092	31,131	30,244	30,318	29,989	29,771
	計	78,943	60,010	58,300	58,441	57,808	57,387
②確保の内容	受入可能延人員	78,943	60,010	58,300	58,441	57,808	57,387
	実施か所数(1号)	12	15	15	16	16	16
	実施か所数(2号)	12	15	15	16	16	16
	差②-①	0	0	0	0	0	0
人②-①		0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 幼稚園型は在籍園児が対象であるため、ニーズ量（見込み量）を上回る提供が可能のため、量の見込みと同数とします。

イ) 幼稚園型以外の一時的預かり（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり）

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（利用延人員）		5,021	4,555	4,470	4,471	4,419	4,376
②確保の内容	受入可能延人員	5,021	4,555	4,470	4,471	4,419	4,376
	実施か所数	15	15	15	15	15	15
差②-①		0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 二～五歳（見込み量）を上回る提供が可能なことから、量の見込みと同数とします。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業内容>

- 0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				令和 6年度
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
①量の見込み（利用実人員）		1,182	1,218	1,195	1,195	1,181	1,170
②確保の 内容	受入可能人数	1,182	1,218	1,195	1,195	1,181	1,170
	実施か所数	20	22	21	21	21	21
差②－①		0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 保育所等の利用児童のみが利用する事業であるため、量の確保については利用延人員と同数とします。

(10) 病児・病後児保育事業

<事業内容>

- 病気の回復期に至っていない、あるいは、病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業で、対象は0歳児から小学6年生までです。

また、保育所等の利用児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所等において保健的な対応を行います。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

			平成 30年度 (実績)	実施時期				
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（利用延人員）			385	432	424	424	419	415
②確保の内容	病児 対応型	受入可能延人員	490	960	960	960	960	960
		定員（人）	2	4	4	4	4	4
		実施か所数	1	1	1	1	1	1
	病後児 対応型	受入可能延人員	490					
		定員（人）	2					
		実施か所数	1					
	体調不良 児対応型	受入可能延人員	2,945	7,200	6,720	6,720	6,720	6,720
		実施か所数	13	15	14	14	14	14
	訪問型	受入可能延人員						
		実施か所数						
	計	受入可能延人員	3,925	8,160	7,680	7,680	7,680	7,680
		定員（人）	4	4	4	4	4	4
実施か所数		15	16	15	15	15	15	
差②－①			3,540	7,728	7,256	7,256	7,261	7,265

<量の確保方策>

- 病児・病後児対応型は一体で実施しているため、確保内容については病児対応型に含みます。
【病児対応型受入可能延人数】
4人×240日＝960人（月～金の年間日数240日と想定）
- 体調不良児対応型は、実施要項により看護師1名につき看護児童は2名程度とされていることから下記のとおり受入可能延人員とします。
【体調不良児対応型受入可能延人員】
2人×箇所数×240日（月～金の年間日数240日と想定）

(11) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

<事業内容>

- 就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業。

①池田小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低 学 年 時	①量の見込み（人）	128	144	143	143	154	161
	1年生	47	57	50	56	67	60
	2年生	48	51	52	45	51	60
	3年生	33	36	41	42	36	41
	②確保の内容 定員(人)	128	144	143	143	154	161
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高 学 年 時	①量の見込み（人）	0	37	42	42	43	39
	4年生	0	24	28	26	27	23
	5年生	0	9	10	12	11	11
	6年生	0	4	4	4	5	5
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	27	39
	差②-①	0	▲37	▲42	▲42	▲16	0
計	①量の見込み（人）	128	181	185	185	197	200
	②確保の内容 定員(人)	128	144	143	143	181	200
	差②-①	0	▲37	▲42	▲42	▲16	0

②秦野小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	80	108	107	110	118	123
	1年生	31	40	39	47	49	47
	2年生	23	40	36	34	42	43
	3年生	26	28	32	29	27	33
	②確保の内容 定員(人)	80	108	107	110	118	123
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	21	30	31	31	29
	4年生	0	12	22	20	19	17
	5年生	0	7	5	9	8	8
	6年生	0	2	3	2	4	4
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	19	29
	差②-①	0	▲21	▲30	▲31	▲12	0
計	①量の見込み(人)	80	129	137	141	149	152
	②確保の内容 定員(人)	80	108	107	110	137	152
	差②-①	0	▲21	▲30	▲31	▲12	0

③北豊島小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	55	51	56	69	73	85
	1年生	19	28	24	31	33	39
	2年生	27	12	23	20	25	27
	3年生	9	11	9	18	15	19
	②確保の内容 定員(人)	55	51	56	69	73	85
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	15	15	12	17	16
	4年生	0	11	9	6	12	10
	5年生	0	2	5	4	3	5
	6年生	0	2	1	2	2	1
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	12	16
	差②-①	0	▲15	▲15	▲12	▲5	0
計	①量の見込み(人)	55	66	71	81	90	101
	②確保の内容 定員(人)	55	51	56	69	85	101
	差②-①	0	▲15	▲15	▲12	▲5	0

④呉服小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	79	116	129	120	123	131
	1年生	27	44	44	44	47	52
	2年生	33	52	41	41	41	44
	3年生	19	20	44	35	35	35
	②確保の内容 定員(人)	79	116	129	120	123	131
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	1	24	24	37	37	36
	4年生	0	17	15	28	22	22
	5年生	0	5	7	6	12	9
	6年生	1	2	2	3	3	5
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	22	36
	差②-①	0	▲24	▲24	▲37	▲15	0
計	①量の見込み(人)	80	140	153	157	160	167
	②確保の内容 定員(人)	80	116	129	120	145	167
	差②-①	0	▲24	▲24	▲37	▲15	0

⑤石橋小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	72	74	80	87	90	90
	1年生	34	30	39	38	37	39
	2年生	21	23	25	32	31	30
	3年生	17	21	16	17	22	21
	②確保の内容 定員(人)	72	74	80	87	90	90
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	2	19	26	20	19	21
	4年生	1	13	19	10	11	14
	5年生	1	5	5	8	4	5
	6年生	0	1	2	2	4	2
	②確保の内容 定員(人)	2	0	0	0	11	21
	差②-①	0	▲19	▲26	▲20	▲8	0
計	①量の見込み(人)	74	93	106	107	109	111
	②確保の内容 定員(人)	74	74	80	87	101	111
	差②-①	0	▲19	▲26	▲20	▲8	0

⑥五月丘小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	59	48	45	48	52	55
	1年生	24	20	19	20	23	22
	2年生	18	12	16	15	17	19
	3年生	17	16	10	13	12	14
	②確保の内容 定員(人)	59	48	45	48	52	55
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	1	14	18	12	13	12
	4年生	0	7	13	6	8	8
	5年生	1	5	3	5	3	3
	6年生	0	2	2	1	2	1
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	8	12
	差②-①	0	▲14	▲18	▲12	▲5	0
計	①量の見込み(人)	60	62	63	60	65	67
	②確保の内容 定員(人)	60	48	45	48	60	67
	差②-①	0	▲14	▲18	▲12	▲5	0

⑦石橋南小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	49	37	43	53	59	57
	1年生	22	14	24	26	26	22
	2年生	13	12	11	19	20	21
	3年生	14	11	8	18	13	14
	②確保の内容 定員(人)	49	37	43	53	59	57
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	9	14	10	9	11
	4年生	0	4	10	5	5	8
	5年生	0	4	2	4	2	2
	6年生	0	1	2	1	2	1
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	5	11
	差②-①	0	▲9	▲14	▲10	▲4	0
計	①量の見込み(人)	49	46	57	63	68	68
	②確保の内容 定員(人)	49	37	43	53	64	68
	差②-①	0	▲9	▲14	▲10	▲4	0

⑧緑丘小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	58	73	84	76	74	80
	1年生	14	26	27	24	24	31
	2年生	24	33	28	28	26	26
	3年生	20	14	29	24	24	23
	②確保の内容 定員(人)	58	73	84	76	74	80
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	1	20	17	25	25	25
	4年生	1	13	10	19	15	15
	5年生	0	5	5	4	8	6
	6年生	0	2	2	2	2	4
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	15	25
	差②-①	0	▲20	▲17	▲25	▲10	0
計	①量の見込み(人)	59	93	101	101	99	105
	②確保の内容 定員(人)	59	73	84	76	89	105
	差②-①	0	▲20	▲17	▲25	▲10	0

⑨神田小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	68	80	91	94	111	115
	1年生	19	30	34	40	49	41
	2年生	30	37	28	32	37	45
	3年生	19	13	29	22	25	29
	②確保の内容 定員(人)	68	80	91	94	111	115
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	24	19	26	24	26
	4年生	0	17	10	19	14	16
	5年生	0	5	7	4	8	6
	6年生	0	2	2	3	2	4
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	14	26
	差②-①	0	▲24	▲19	▲26	▲10	0
計	①量の見込み(人)	68	104	110	120	135	141
	②確保の内容 定員(人)	68	80	91	94	125	141
	差②-①	0	▲24	▲19	▲26	▲10	0

⑩ほそごう学園

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低 学 年 時	①量の見込み(人)	44	51	55	51	48	52
	1年生	17	18	19	17	15	23
	2年生	17	20	17	18	16	14
	3年生	10	13	19	16	17	15
	②確保の内容 定員(人)	44	51	55	51	48	52
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高 学 年 時	①量の見込み(人)	1	16	15	18	17	17
	4年生	0	12	9	12	10	11
	5年生	1	3	5	4	5	4
	6年生	0	1	1	2	2	2
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	10	17
	差②-①	0	▲16	▲15	▲18	▲7	0
計	①量の見込み(人)	45	67	70	69	65	69
	②確保の内容 定員(人)	45	51	55	51	58	69
	差②-①	0	▲16	▲15	▲18	▲7	0

〇市全域

＜量の見込みと確保の内容＞

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	692	782	832	852	902	948
	1年生	254	307	318	344	370	375
	2年生	254	292	277	284	306	329
	3年生	184	183	237	224	226	244
	②確保の内容 定員(人)	692	782	832	852	902	948
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	6	199	220	233	235	232
	4年生	2	130	145	151	143	144
	5年生	3	50	54	60	64	59
	6年生	1	19	21	22	28	29
	②確保の内容 定員(人)	6	0	0	0	143	232
	差②-①	0	▲199	▲220	▲233	▲92	0
計	①量の見込み(人)	698	981	1,052	1,085	1,137	1,180
	②確保の内容 定員(人)	698	782	832	852	1,045	1,180
	差②-①	0	▲199	▲220	▲233	▲92	0

＜量の確保方策＞

- 低学年の受入れについては、量の見込みに対応できるよう、余裕教室の活用等について教育委員会と協議を進めます。
- 高学年の受入れについても、余裕教室の活用のほか、施設の創設など方策を幅広く検討し、令和5年度に4年生、令和6年度に5年生、6年生への拡充に努めます。
- 高学年のうち、要配慮児童については、学年の拡充にかかわらず、従来どおり受入れを継続します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<事業内容>

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（支援対象児童数）	5	66	66	66	66	66
②確保の内容（予定）	5	66	66	66	66	66
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 保育所等に入所し、補助対象の児童に対して補助を行うため、量の見込みと同数とします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<事業内容>

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（巡回支援施設数）	4	5	5	5	5	5
②確保の内容（予定）	4	5	5	5	5	5
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 巡回が必要な施設については全て対応していきます。

第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期の発達には、連続性を有し、この時期の成長が生涯にわたる人間形成の土台となります。この乳幼児期の教育・保育における育ちと学びが基盤となり、義務教育へ繋がるよう、質の高い教育・保育をめざします。

1. 幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方

保護者の就労状況等に関わらず、就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行・設置については、利用者のニーズ等を考慮し、進めていきます。

2. 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援

専門性を高め、質の高い教育・保育を提供するために、公立・私立のすべての就学前施設の保育者、また、すべての職員を対象に研修を行い、人材の育成に努めます。

(研修内容：人権教育、教育課程、こども理解、支援教育、子育て支援、虐待、コミュニケーションスキルやマナー等、池田市の課題に沿ったもの)

管理職・施設長に向けた研修も行き、マネジメント能力、コーチング能力等、求められる資質の向上をめざします。

3. 保育者の確保における支援

質の高い教育・保育の担い手が確保できるよう、既存制度を活用する、市独自の制度をつくるなど、保育者の処遇改善に努めます。

4. 教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策

子どもの育ちと学びを繋げるため、乳幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続を進めます。

☆乳幼児教育・保育施設の保育の公開、小・義務教育学校等との合同研修会を実施します。

☆幼児教育における幼小接続の担当者を中心に、乳幼児期の教育・保育から小・中学校教育への円滑な連携・接続を行うための取組みを推進します。

☆乳幼児教育と小学校教育との接続期のカリキュラムづくりを進め、子どもの育ちや連続性を意識した教育・保育を行います。

5. 市内全就学前施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策

様々な今日的課題や問題等への早期対応・予防のために、他機関と連携しながら、対応していきます。また、「子ども・子育て支援法」や就学前施設における子育て支援の役割により、地域を含めた家庭の教育力や子育て力を向上させるための支援を行います。

☆就学前施設の保育ソーシャルワーク力の向上、他機関連携の体制づくりを進めます。

☆児童虐待の防止や子どもの貧困対策の推進に努めます。

☆他機関連携による情報の共有、ワンストップ体制の構築をめざします。

☆市内全乳幼児教育施設に保育カウンセリングや保育ソーシャルワークの考え方を導入し、子ども・保護者（家庭）・地域・職員支援を推進します。

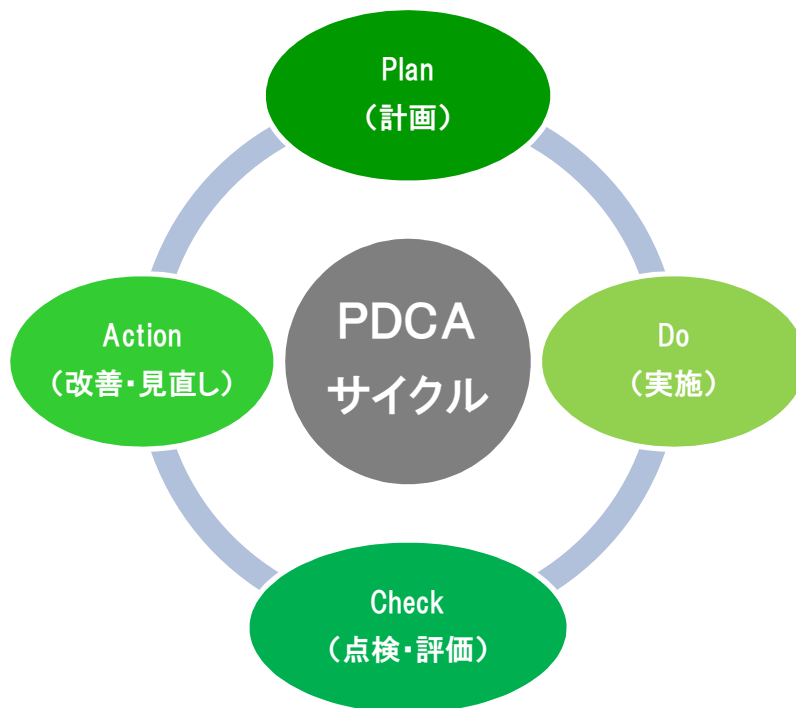
第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制と進行管理

1. PDCAサイクルに沿った計画推進及び進行管理

計画策定後の各種の施策の推進においては、PDCAサイクルによるマネジメントのもと、子ども・健康部が事務局となり、毎年度の進行状況の把握を行い、評価・検証についての報告を行います。関係機関や団体と連携しながら、計画の基本目標の達成をめざします。

子ども・子育て会議において意見も聴取し、必要に応じて、点検・見直しを行います。



2. 関係機関等との協働と連携の強化

子ども・子育てに係る施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労等、様々な分野にわたるため、子ども・健康部局が主管となり、様々な部局と連携・調整を図りつつ、本計画の施策、事業、取組みを推進します。

また、認定こども園、保育所、幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体等の機関、まち自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、支援法の理念に基づいて、地域ぐるみで施策の推進を図ります。

さらに、幼稚園・保育所と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

子ども・子育て支援施策は、児童手当等、国や大阪府の制度に基づくものも多いことから、国・府に対し、積極的に各種施策の充実や要望を行っていきます。